令和８年度
介護保険サービス事業者等
集団指導

～指定地域密着型サービス事業所等の運営に係る留意事項等について～

2026. 7. 23（木）

名張市福祉子ども部
医療福祉総務室
介護・高齢支援室

0595-63-7599　kaigo@city.nabari.lg.jp

目次

1	義務化された又は経過措置が終了する事項について
2	令和８年度介護職員処遇改善加算について
3	事業所指定等の手続きについて
4	事故報告等について
5	運営推進会議／外部評価について
6	介護サービス相談員派遣事業について
7	その他連絡事項
8	事業所アンケートの結果について（抜粋）

1 義務化された又は経過措置が終了する事項について

令和８年４月１日から義務化された事項

●電子申請・届出システムの利用原則化 再確認

＜概要＞

・令和６年４月１日施行の改正介護保険法施行規則第165条の7において、介護保険事業所に関する申請、届出及び申出（以下「申請等」という。）は、原則として厚生労働省が運用する「電子申請・届出システム」により提出しなければならないこととされました。

・名張市では令和８年４月１日以降、介護保険事業所に関する申請等について、原則、すべてが電子申請・届出システムによる申請となりました。

・電子申請・届出システムの利用には、GビズIDのアカウント取得が必要です。

＜対象サービス＞

・全サービス共通

＜経過措置期間＞

・令和８年３月３１日

令和８年４月１日から義務化された事項

●電子申請・届出システムの利用原則化

再確認

事業所用システムのURL

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/

「電子申請・届出システム」を利用するためには、デジタル庁『GビズID』の取得が必要です！（取得まで約２週間ほど要します）

申請・届出情報の提出までの一連の流れ

①電子申請・届出システムにログイン（GビズID）する

②「申請届出メニュー」画面から、各種申請・届出を選択

③「様式入力」画面で必要情報を入力

④「付表入力（※）」画面で必要情報を入力
※「新規申請」「変更届出」「更新申請」の３種類のみ。
付表入力完了後、申請内容にひもづく添付書類アップロード画面に移ります。内容により、添付が必要となるファイルが異なります。
※「加算に関する届出」は、これまで紙媒体で提出していた書類を添付してください。様式を名張市HPにアップしています。
※「自動入力機能を使用する」ボタンをご活用ください。

⑤「添付書類アップロード」画面で必要なファイルを添付

⑥「申請」ボタンをクリックして、申請を完了する

サービス分類は４種類から選択。
居宅介護支援・介護予防支援の場合は、「地域密着型」を選択

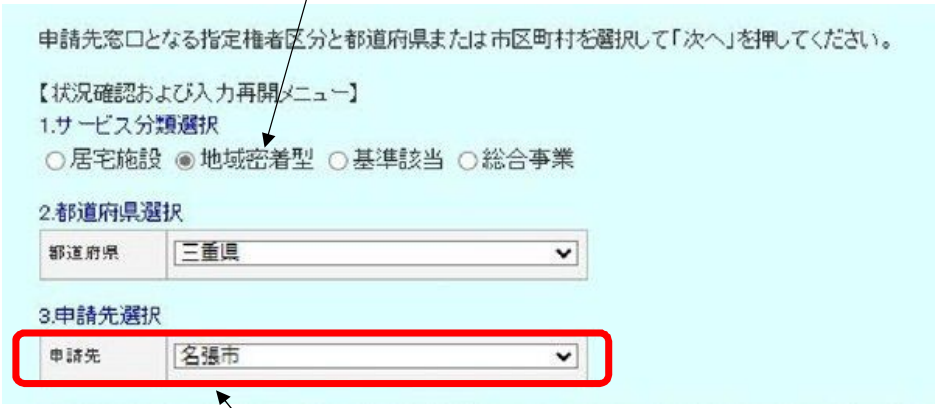

「名張市」を選択。

申請届出状況確認について

申請届出メニュー画面にて、『申請届出状況確認』をクリックしてください。画面に移ると、「検索する」ボタンの直下に申請・届出情報が表示されます。再編集をする場合、「一時保存」からの再開や「差戻し」からの再申請を行うことができます。

	申請届出ステータス	説　　明
01	一時保存	申請・届出情報の提出前で「一時保存」をした場合or「申請届出状況確認」画面で「取下げ」ボタンをクリックした状態。 ➡「再開」ボタンで再入力が可能。
02	申請（届出）済、未受付	申請・届出情報を提出した状態。 ➡「取下げ」をすることが可能。 ※取下げを行った場合、その旨をお知らせするメールが事業所及び指定権者に届きます。
03	受付中	指定権者が申請・届出情報を受付開始した状態。 ➡ 事業所は「取下げ」不可能。
04	受付済	指定権者が一連の処理を終え、申請・届出情報を「受付済」にした状態。
05	差戻し	提出された申請・届出内容に不備等があり、介護事業所へ再提出を促した状態。 ➡ 介護事業所が「再申請」を行うことが可能。
06	却下	提出された申請・届出情報について提出を受け付けなかった状態。 ➡ 介護事業所は「再申請」を行うことが不可能。

令和９年４月１日から義務化される事項

●安全確保・職員負担軽減のための委員会の設置

＜概要＞

・令和６年度の介護報酬改定において、業務効率化と介護の質の向上を図り、それによって介護職員の負担軽減を図ることを目的に、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」の設置及び定期的な開催を行うことが義務付けられました。

＜対象サービス＞

・短期入所系サービス・多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス

＜経過措置期間＞

・令和９年３月３１日

令和９年４月１日から義務化される事項

●安全確保・職員負担軽減のための委員会の設置

＜その他＞

・厚生労働省の介護分野における生産性向上ポータルサイト（下記アドレス参照）から、ガイドラインや各種ツールがダウンロードできますので、ご活用ください。
https://www.mhlw.go.jp/kaigoseisansei/index.html

・三重県が開設している、みえ介護生産性向上支援センターで業務改善・生産性向上の取組に関する相談を受け付けていますので、ご活用ください。

◎委員会の運用等により、算定できる加算

・生産性向上推進体制加算
…委員会を３ヶ月に１回開催することが要件の一つ

・介護職員等処遇改善加算
…職場環境等要件の選択項目の一つ。加算区分Ⅰロ及びⅡロでは必須。

1 義務化された又は経過措置が終了する事項について

令和8年度三重県委託事業　～三重県内の介護サービス事業所のみなさまへ～

みえ介護 生産性向上支援センター

介護現場の業務改善・効率化に向けサポートします！

介護現場における生産性向上の取組を推進するため、業務改善等に関する各種相談対応や介護ロボット・ICT 機器の展示、専門家による伴走支援など、介護サービス事業所等に対してワンストップ型の支援を行います。

・介護ロボット・ICT機器とはどんなもの？
・どうやって選べばいいの？

・利用者と話す時間がない。
・介護の質を上げるためにはどうしたらいいか

・業務が多く、効率化したい。
・何から手をつければいいのか？

みえ介護生産性向上支援センター
〒514-0009　三重県津市羽所町513
（公財）介護労働安定センター三重支部内

みえ介護生産性　検索

WEBサイト

問合せ先

受付時間　月～金曜日　9:00～17:00（年末年始を除く）
電話番号　059-271-5700　E-mail:mie.seisan24@gmail.com

・WEBサイトの相談受付フォームからも問い合わせできます。

運営委託先：みえ介護生産性向上支援センター運営事業共同体
（公益財団法人介護労働安定センター三重支部／一般社団法人三重県介護福祉士会）

みえ介護生産性向上支援センターの業務内容

相談窓口

介護サービス事業所等からの業務改善など生産性向上の取組に関する各種相談に対応します。また、相談者が抱える課題に対し、専門家による相談助言や関係機関と支援しながら、課題解決に向けて支援を行います。

機器の試用貸出

介護ロボットやICT機器導入に向けて、使い勝手を事前にお試しいただけます。
・見守りセンサー
・移動支援機器
・アシストスーツ
・コミュニケーションロボットなど

無料

展示会

介護ロボット・ICT機器メーカーが一堂に会する展示会を開催します。様々な介護ロボット・ICT機器を体験することができます。

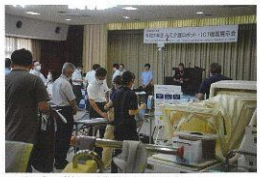

展示会の様子（令和７年９月）

研修会

介護現場の業務改善や介護ロボット・ICT機器の有効活用の方法等の生産性向上に関する研修会を開催します。

研修会の様子（令和７年９月）

令和8年度三重県委託事業

介護生産性向上・業務改善に関する

無料相談のご案内

みえ介護生産性向上支援センターでは、介護現場の生産性向上や業務改善などの取組に対する無料相談を実施しています。お気軽にご相談ください！

無料相談の実施内容

相談内容
① 生産性向上のための業務見直しや課題解決に関する相談
② 介護テクノロジー（介護ロボット・ICT機器）の導入に関する相談
③ ケアプランデータ連携システムの導入に関する相談
④ 介護職員の生産性向上ガイドラインに関する相談
⑤ その他の生産性向上や業務改善に関わる相談

受付期間：令和８年４月１日～令和９年３月３１日
（土日祝日・年末年始は除く）

受付・相談時間：月～金曜日　９：００～１７：００（年末年始を除く）

相談方法：対面又はオンライン（zoom）
※電話、メール、WEBフォームでの相談も可能です。
※相談内容によっては、必要に応じて専門家による個別相談をご提案させていただきます。

WEBフォームでの相談は以下の二次元コードからも可能です。

申込方法：電話、FAX、メール、WEBフォーム
※FAXの場合は裏面申込書をご送信ください。

みえ介護生産性　検索

TEL/FAX：０５９－２７１－５７００
E-mail：mie.seisan24@gmail.com
Web：https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/mie/contents/13.html

みえ介護生産性向上支援センター
〒514-0009　三重県津市羽所町513　（公財）介護労働安定センター三重支部内
TEL/FAX: 059-271-5700
URL:https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/mie/contents/13.html
※みえ介護生産性向上支援センターは、（公財）介護労働安定センター三重支部と（一社）三重県介護福祉士会によって運営されています。

●相談内容は秘密厳守いたします。

令和７年４月１日から義務化されている事項

①「書面掲示」規制の見直し

再確認

＜概要＞

・事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載することが、令和７年度から義務付けられました。

＜対象サービス＞

・全サービス共通

5．①　「書面掲示」規制の見直し

概要　【全サービス】

○　運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】

（※令和７年度から義務付け）

ログイン後（※）、「事業所の特色」→「法令・通知等で書面掲示を求めている事項の一覧」からPDF・エクセル・ワード等を添付。

※ID・パスワードは過去に県より送付されていると思いますが、わからない場合は、三重県長寿介護課にお問い合わせください。

（引用元）厚生労働省　令和6年度介護報酬改定における改定事項について

令和７年４月１日から義務化されている事項

②身体的拘束の適正化の推進

再確認

＜概要＞

・身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しが行われています。

ア　短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）が義務付けられました。
また、令和７年４月１日からは、上記適正化のための措置を実施していない場合、基本報酬を減算することになっています。

イ　訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが義務付けられました。

令和７年４月１日から義務化されている事項

②身体的拘束の適正化の推進

再確認

＜実施しなければならない措置＞

・身体拘束等すると減算ではなく、不適切な身体拘束、記録の不備、指針の未作成、委員会・研修の未実施等が確認された場合、減算となります。

①身体拘束等適正化委員会の開催、従業者への結果の周知

②身体拘束等の指針の整備

③身体拘束等の研修の実施

※会議及び研修等について実施状況が確認できるよう記録を作成し、保管すること。

＜経過措置期間＞

・令和７年３月３１日

令和６年４月１日から義務化されている事項

①虐待の防止のための措置

再確認

＜概要＞

・虐待の防止に係る措置は、令和６年４月１日から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く）に義務化されています。

・虐待は、高齢者の尊厳の維持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、介護事業者は虐待の防止のための必要な措置（以下の措置）を講じなければならないとされています。

・虐待の未然防止
・虐待等の早期発見
・虐待等への迅速かつ適切な対応

＜対象サービス＞

・全サービス共通（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

令和６年４月１日から義務化されている事項

①虐待の防止のための措置

再確認

＜実施しなければならない措置＞

・次の①～④の措置を１つでも講じていない場合は、減算の対象となっています（高齢者虐待防止措置未実施減算）。

①虐待の防止のための対策を検討する**委員会の定期的な開催**（年１回以上）

②高齢者虐待防止のための**指針の整備**

③虐待の防止のための従業員に対する**研修の実施**（年１回以上）

④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための**担当者を置く**

※運営規程にも『虐待の防止のための措置に関する事項』を規定すること。

※会議及び研修等について実施状況が確認できるよう記録を作成し、保管すること。

＜経過措置期間＞

・令和６年３月３１日

令和６年４月１日から義務化されている事項

②業務継続計画（BCP）の策定

再確認

＜概要＞

・業務継続計画の策定等は、令和６年４月１日より義務化されています。
令和７年４月１日から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は、減算の対象となっています（業務継続計画未策定減算）。

○感染症にかかる業務継続計画に盛り込む内容
・平時からの備え、初動対応、感染症拡大防止体制の確立等

○非常災害に係る業務継続計画に盛り込む内容
・平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携

令和６年４月１日から義務化されている事項

②業務継続計画（BCP）の策定 再確認

＜実施しなければならない措置＞
①感染症及び災害時における業務継続計画の策定
②研修の実施（年１回又は年２回以上※）
③訓練（シミュレーション）の実施（年１回又は年２回以上※）

※特定施設入居者生活介護等の居住系サービス及び施設サービスは年２回以上

＜対象サービス＞
・全サービス共通（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

＜経過措置期間＞
・令和７年３月３１日（訪問介護等次ページに掲げるいくつかの対象サービス）

業務継続計画未策定減算の施行時期

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和６年４月 ※ただし、令和７年３月３１日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和６年６月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和７年４月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

介護施設・事業所等における業務継続計画（BCP)の作成について

業務継続計画（BCP)の作成の手引き、業務継続ガイドライン等について、
下記によりご確認いただき、業務の参考としてください。

●三重県 介護施設・事業所における災害発生時の業務継続計画
https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/m0072500119.htm

作成の手引き　　作成例　　様式例

●厚生労働省ホームページ
・業務継続ガイドライン、ひな形、研修動画（新型コロナウイルス感染症編・自然災害編）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

令和６年４月１日から義務化されている事項

③感染症の予防及びまん延防止のための措置 再確認

＜概要＞

・感染症の予防及びまん延防止のための措置は、令和６年４月１日より義務化されています。減算対象事項ではありませんが、運営指導の指摘事項となりますので、着実な実施をお願いします。

＜実施しなければならない措置＞

①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催（６ヶ月に１回以上）
②指針の整備
③研修及び訓練の定期的な実施（年１回又は年２回以上※）

※特定施設入居者生活介護等の居住系サービス及び施設サービスは年２回以上

令和６年４月１日から義務化されている事項

④認知症介護基礎研修の受講義務付け

再確認

＜概要＞

・介護に直接携わるすべての職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護に係る基礎的な研修（認知症介護基礎研修）を受講させる必要があります。

※新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者に対しては、採用後１年を経過するまでに受講していただく必要があります。

＜対象サービス＞

・全サービス共通（無資格者がいない訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

＜経過措置期間＞

・令和６年３月３１日

令和６年４月１日から義務化されている事項

④認知症介護基礎研修の受講義務付け

再確認

資格を有していて受講義務免除	下記のいずれか該当で受講義務免除
看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援護者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、福祉用具専門員、歯科衛生士	○認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症介護に係る研修を修了した者 ○養成施設で認知症に係る科目を受講した者（卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目の受講が確認できること。） ○福祉系高校で、認知症に係る科目を受講した者（失業証明書が確認できること。）

1 義務化された又は経過措置が終了する事項について

2026年度（令和８年度）三重県　認知症介護基礎研修　年間予定表

第１回　認知症介護基礎研修　★募集期間　令和８年　４月　１日（水）から令和８年　５月２９日（金）

				会　場
①	2026　年　6　月　23　日　（　火　）	オンライン研修又は集合研修	①Zoomによるオンラインでの受講 ②会場　三重県総合文化センターでの受講 から選択	大研修室

受付終了

第２回　認知症介護基礎研修　★募集期間　令和８年　７月２１日（火）から令和８年　９月　４日（金）

				会　場
①	2026　年　9　月　29　日　（　火　）	オンライン研修又は集合研修	①Zoomによるオンラインでの受講 ②会場　三重県総合文化センターでの受講 から選択	大研修室

第３回　認知症介護基礎研修　★募集期間　令和８年　９月２３日（水）から令和８年１１月　４日（水）

				会　場
①	2026　年　12　月　2　日　（　水　）	オンライン研修又は集合研修	①Zoomによるオンラインでの受講 ②会場　三重県総合文化センターでの受講 から選択	大研修室

第４回　認知症介護基礎研修　★募集期間　令和８年１２月７日（月）から令和９年　１月　１８日（月）

				会　場
①	2027　年　2　月　15　日　（　月　）	オンライン研修	①Zoomによるオンラインのみの受講	

2 令和８年度介護職員処遇改善加算について

令和８年度改定のポイント

①対象拡大と適用範囲

・・・適用範囲が介護職員から介護従業者全体へと拡大しました（加算率の引き上げ）。

②生産性向上（ICT活用の強化）

・・・生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分が設けられました（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。ケアプランデータ連携システム加入が重要要件となり、業務効率化と情報共有が求められています。

③新たな加算対象サービス

・・・訪問看護、訪問リハビリ、居宅介護支援等が処遇改善加算の対象に新たに含まれました。

（様式の変更）

・介護職員等処遇改善加算は、**年度ごとに計画書の届出が必要**です。
・令和８年６月以降、様式の見直し（※）が行われているため、**新様式でご提出**ください。

変更前
（令和７年４月～）

介護職員等処遇改善加算	□ １ なし　□ ７ 加算Ⅰ　□ ８ 加算Ⅱ　□ ９ 加算Ⅲ　□ Ａ 加算Ⅳ

加算「Ⅰ」→加算「Ⅰイ」・加算「Ⅰロ」
加算「Ⅱ」→加算「Ⅱイ」・加算「Ⅱロ」

変更後
（令和８年６月～）

介護職員等処遇改善加算	□ １ なし　□ ７ 加算Ⅰイ　□ Ｓ 加算Ⅰロ □ ８ 加算Ⅱイ　□ Ｔ 加算Ⅱロ　□ ９ 加算Ⅲ　□ Ａ 加算Ⅳ

＜居宅介護支援等＞

変更前
（令和７年４月～）

項目なし

新設

変更後
（令和８年６月～）

介護職員等処遇改善加算	□ １ なし　□ ２ あり

介護職員等処遇改善加算の拡充①

概要

○　介護職員のみならず、介護従事者を対象に、幅広く月1.0万円（3.3%）の賃上げを実現する措置を実施するとともに、生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員を対象に、月0.7万円（2.4%）の上乗せ措置を実施する。
※合計で、介護職員について最大月1.9万円（6.3%）の賃上げ（定期昇給0.2万円込み）が実現する措置。

○　具体的には以下の措置を講じることとする。（あわせて、申請事務負担等を考慮した配慮措置を講じる。）
①今回から、処遇改善加算の対象について、介護職員のみから介護従事者に拡大する（加算率の引上げ）。
②生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ・Ⅱの加算率の上乗せ）。
③処遇改善加算の対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等に処遇改善加算を新設する。

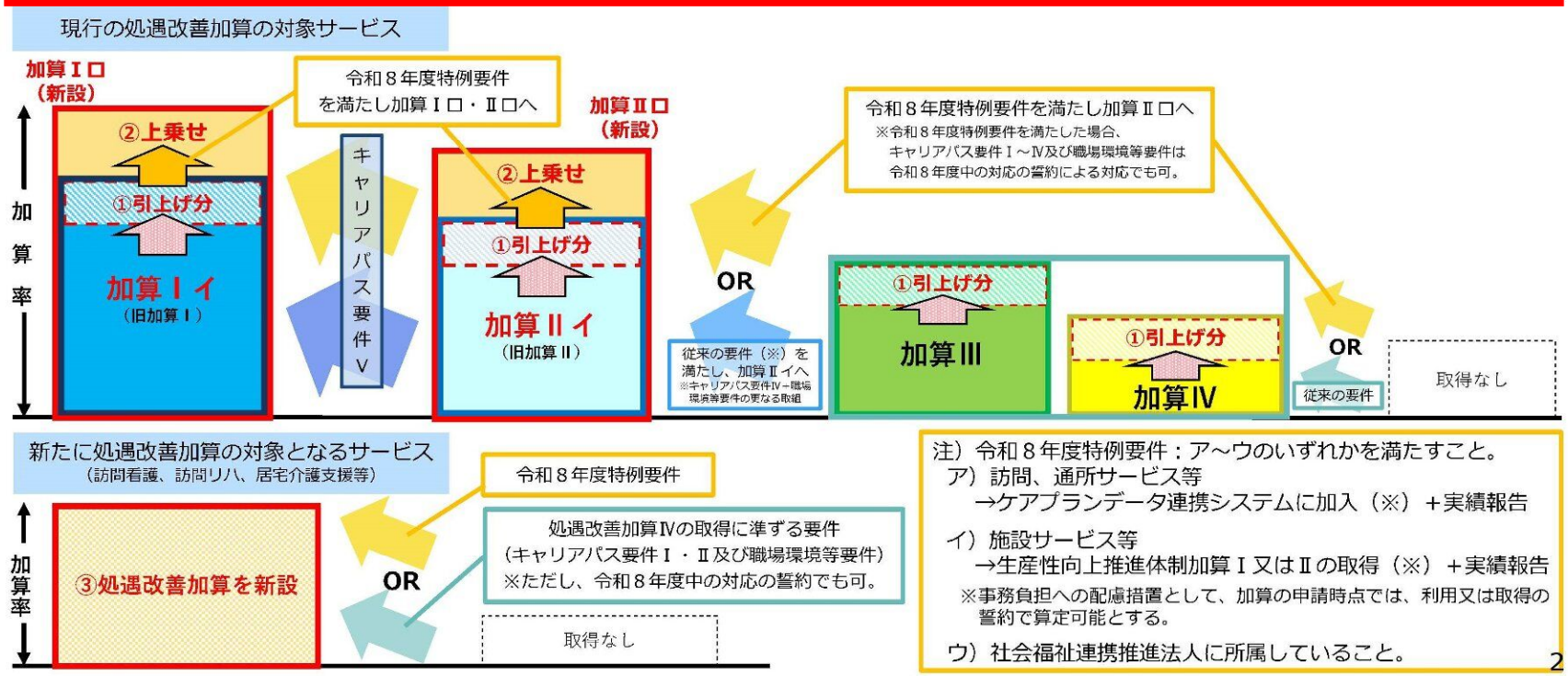

（引用元）厚生労働省　令和８年度介護報酬改定について

介護職員等処遇改善加算の拡充②

加算率

サービス区分	介護職員等処遇改善加算					
	Ⅰ		Ⅱ		Ⅲ	Ⅳ
	Ⅰイ	Ⅰロ	Ⅱイ	Ⅱロ		
訪問介護	27.0%	28.7%	24.9%	26.6%	20.7%	17.0%
夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26.7%	27.8%	24.6%	25.7%	20.4%	16.7%
訪問入浴介護★	12.2%	13.3%	11.6%	12.7%	10.1%	8.5%
通所介護	11.1%	12.0%	10.9%	11.8%	9.9%	8.3%
地域密着型通所介護	11.7%	12.7%	11.5%	12.5%	10.5%	8.9%
通所リハビリテーション★	10.3%	11.1%	10.0%	10.8%	8.3%	7.0%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	14.8%	15.9%	14.2%	15.3%	13.0%	10.8%
認知症対応型通所介護★	21.6%	23.6%	20.9%	22.9%	18.5%	15.7%
小規模多機能型居宅介護★	17.1%	18.6%	16.8%	18.3%	15.6%	12.8%
看護小規模多機能型居宅介護	16.8%	17.7%	16.5%	17.4%	15.3%	12.5%
認知症対応型共同生活介護★	21.0%	22.8%	20.2%	22.0%	17.9%	14.9%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	16.3%	17.6%	15.9%	17.2%	13.6%	11.3%
介護老人保健施設・短期入所療養介護 （介護老人保健施設）★	9.0%	9.7%	8.6%	9.3%	6.9%	5.9%
介護医療院・短期入所療養介護 （介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等)★	6.2%	6.6%	5.8%	6.2%	4.7%	4.0%

サービス区分	介護職員等処遇改善加算（新設）
訪問看護★	1.8%
訪問リハビリテーション★	1.5%
居宅介護支援・介護予防支援	2.1%

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に上記の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の常勤換算の職員数に基づき設定。
※介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記

3

（引用元）厚生労働省　令和８年度介護報酬改定について

介護職員等処遇改善加算の拡充③

取得要件

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ）			
		・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善（職場環境等要件）		○	○	◎	◎
昇給の仕組み（キャリアパス要件Ⅲ）			○	○	○
改善後賃金年額440万円（キャリアパス要件Ⅳ）				○	○
経験・技能のある介護職員（キャリアパス要件Ⅴ）					○

令和８年度特例要件

生産性向上や協働化の取組

キャリアパス要件Ⅰ～Ⅳ及び職場環境等要件は
令和８年度中の対応の誓約で可。

加算Ⅰ・Ⅱを取得した
事業者の介護職員分の
加算率を上乗せ

注１）新たに対象となる訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等は、加算Ⅳに準ずる要件（キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ及び職場環境等要件）又は令和８年度特例要件により算定可能。
※ただし、加算Ⅳに準ずる要件は、加算の申請時点では、令和８年度中の対応の誓約で算定可能とする。

注２）令和８年度特例要件：以下のア～ウのいずれかを満たすこと。
ア）訪問、通所サービス等：ケアプランデータ連携システムに加入（※）し、実績の報告を行う。
イ）施設サービス等：生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡを取得（※）し、実績の報告を行う。
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ）社会福祉連携推進法人に所属していること。

4

（引用元）厚生労働省　令和８年度介護報酬改定について

介護事業所の皆さまへ

～介護事業所に対する支援策に関するお知らせ～

介護人材確保・職場環境改善等に向けて さまざまなツールをご活用ください！

1 処遇改善等に関する支援

介護人材確保・職場環境改善等事業

- 処遇改善加算を取得し、業務効率化や職場環境改善を図る事業所に対して、人件費や職場環境改善経費（介護助手を募集するための経費、研修費等）の補助をします。

処遇改善加算

- 処遇改善加算の要件の弾力化も行いました。
  補助金の申請とあわせて処遇改善加算の申請も行いましょう。

2 介護テクノロジー導入支援、継続活用支援

介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

- 本補助金を活用することにより、テクノロジー導入に係る初期費用の負担の軽減が可能となります。

生産性向上推進体制加算（施設系サービスが対象）

- 本加算を算定することにより、テクノロジーの継続活用に伴うランニングコストの負担の軽減が可能となります。

3 訪問介護等事業所への支援

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（訪問介護等事業所*が対象）

- 訪問介護等事業所における人材確保に向けた体制構築や経営改善のための経費を補助します。

＊訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護が対象

支援の詳細は厚労省HPをご参照ください

処遇改善等に関する支援	介護テクノロジー導入支援	訪問介護等事業所への支援

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

（引用元）厚生労働省　令和８年度の処遇改善加算及び補助金について

（１）計画書

①計画書の提出（様式２）

・令和８年４月以降に介護職員等処遇改善加算の算定を受けようとする場合、前年度に当該加算を算定しているかいないかに関わらず、計画書の提出し、賃金配分や職場環境改善を明記する必要があります。

※「基本情報入力シート」に沿って作成。必要事項を入力後、要件を満たすと「○」、満たさない場合は「×」と表記されるので、「×」が表記された場合は欄外右側のコメントを参考に修正し、（確認用）提出前のチェックリストが全て「○」になっていることを確認して提出。

②提出書類

・様式２－１（総括表）

・様式２－２（個票）４、５月

・様式２－３（個票）６月以降

2 令和８年度介護職員処遇改善加算について

（確認用）　提出前のチェックリスト

・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2　賃金改善計画について	
令和8年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	×

3　介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	×
(2)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(3)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすこと。	○
(4)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、令和8年度特例要件を満たすか、小規模事業所等である等の理由を記載すること	×
(5)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を満たすこと	○
(6)	職場環境等要件	各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること又は令和8年度特例要件を満たし当該要件に係る取組を行うことを誓約していること	○
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○
(7)	令和8年度特例要件	生産性向上や協働化の取組を行っていること	○

4　要件を満たすことの確認・証明	
・ 必要な項目が全て選択されていること	×
・ 誓約・記名が行われていること	○

要件を満たすと「○」、満たさないと「×」が表記されるので、「×」が表記された場合は欄外右側のコメントを参考に修正し、（確認用）提出前のチェックリストが全て「○」になっていることを確認して提出。

（１）計画書

③提出期限

	算定月	提出期限
①	令和８年４月分・５月分を算定する場合	令和８年４月１５日（水）まで（必着）
②	令和８年６月以降	

④その他

・計画書に加えて、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）」等を提出。

・計画書の提出方法は、電子申請・届出システムの「他法制度に基づく申請届出」から提出。

（１）計画書

⑤居宅介護支援事業所等（新設）について留意事項

- 令和８年６月に処遇改善加算が新設されるサービス（居宅介護支援等）を提供する事業所も、併せて提出が必要。
- 加算新設事業所のみが所属する法人（例：居宅介護支援のみの法人）が、令和８年６月以降に処遇改善加算を申請する場合は、令和８年６月以降の申請に係る処遇改善計画書について、令和８年６月15日までに提出。

（２）変更届出書

①変更届出書の提出（様式４）

・提出した処遇改善計画書の内容に下記ア～オの変更があった場合、届け出てください。

ア：吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位が変更となる場合
イ：複数の事業所等について一括して申請を行う法人において、事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由）があった場合
ウ：キャリアパス要件Ⅰから Ⅲまでに関する適合状況に変更があった場合
エ：キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）に関する適合状況に変更があり、算定する加算の区分に変更が生じる場合
オ：算定する新加算等の区分の変更を行う場合及び新加算等を新規に算定する場合
カ：就業規則を改訂（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合

②提出書類

・様式４ （変更届出書）

・添付書類（※）

※様式４の「提出すべき書類」を参照。

（２）変更届出書

③提出期限

	種別	提出期限
①	居宅系サービス	算定開始の月の前月１５日（必着）
②	施設系サービス	算定開始の月の１日（必着）

④その他

・提出方法は、電子申請・届出システムの「他法制度に基づく申請届出」から提出。

（３）実績報告書

①実績報告書の提出（様式３）

・各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月までに、どのような賃金改善を実施したか等について報告する必要があります。

・介護職員等処遇改善加算を算定できる要件は、賃金改善額が当該加算による収入額以上であることであり、これが下回ることは想定されていません。この点を十分考慮し、返還が生じることのないように賃金改善を実施してください。

②提出書類

・様式３－１（実績報告書：令和８年度）

・様式３－２（個票：令和８年４月・５月及び６月以降分）

（３）実績報告書

令和７年度分〆切
（令和７年４月～
令和８年３月）
⬇
令和８年７月３１日
（金）必着

③提出期限

・各年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで

	算定期間	提出期限
例1	令和８年４月から令和９年３月まで加算を算定	令和９年７月末日〆切（必着）
例2	令和８年４月から令和８年９月まで加算を算定	令和９年１月末日〆切

④その他

・提出方法は、電子申請・届出システムの「他法制度に基づく申請届出」から提出。

お問い合わせ先

お問い合わせ内容	窓口	電話番号
制度全般、書類作成に関すること	厚生労働省相談窓口 受付時間：９時～１８時（土日含む）	０５０-３７３３-０２２２
書類の提出に関すること	名張市 介護・高齢支援室 受付時間：９時～１６時３０分（平日）	０５９５-６３-７５９９

制度等の詳細は
こちらから!

ご不明点やご相談は **専用窓口** まで！

土日･祝日もご利用いただけます

厚生労働省
相談窓口

050-3733-0222

9:00～18:00（土日･祝日含む）

3 事業所指定等の手続きについて

3 事業所指定等の手続き

申請届出メニュー

【状況確認および入力再開メニュー】

1. 申請届出状況確認
   申請・届出の状況確認、差戻しとなった申請・届出の再申請・届出等を行う機能

電子申請・届出システムから、各種届出をお願いします。

【申請届出メニュー】

1. 新規指定申請
   新規指定申請を行う機能
2. 変更届出
   1. 介護保険事業の変更届出
      介護保険事業所ごとに変更届出を行う機能
   2. 法人情報に係る一括変更届出
      複数事業所を運営する法人における法人情報の一括変更届出を行う機能
3. 更新申請
   更新申請を行う機能
4. その他
   1. 再開届出
   2. 廃止・休止届出
   3. 指定辞退届出
   4. 指定を不要とする旨の届出 ※
   5. 介護老人保健施設・介護医療院　開設許可事項変更申請 ※
   6. 介護老人保健施設・介護医療院　管理者承認申請 ※
   7. 介護老人保健施設・介護医療院　広告事項許可申請 ※
   8. 介護予防支援委託の届出 ※
   9. 指定特定施設入居者生活介護の利用定員増加の申請 ※
      ※4から7及び9は居宅施設サービスのみ、8は地域密着型サービスのみ
5. 加算に関する届出
   加算に関する届出を行う機能
6. 他法制度に基づく申請届出
   介護保険法以外の法制度に基づく申請届出を行う機能

3 事業所指定等の手続き

地域密着型サービス

- 指定申請について（地域密着型サービス事業）
- 指定更新について（地域密着型サービス事業）
- 変更届について（地域密着型サービス事業）
- 休止、廃止及び再開届出について（地域密着型サービス事業）
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出（体制届）について（地域密着型サービス事業）

介護予防・日常生活支援総合事業

- 指定申請について（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 指定更新申請について（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 変更届出について（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 廃止、休止届出及び再開届出について（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に関する届出書（体制届）について

居宅介護支援

- 指定申請について（居宅介護支援）
- 指定更新申請について（居宅介護支援）
- 変更届出について（居宅介護支援）
- 休止、廃止および再開届出について（居宅介護支援）
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）について（居宅介護支援）

No.	変更があった事項	
1	事業所（施設）の名称	
2	事業所の所在地	向図等
3	事業所（施設）の電話番号・ファクス番号	
4	代表者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所	誓約書、履歴事項全部証明書
5	管理者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所	勤務形態一覧表、経歴書、資格者証等の写（※）
6	サービス提供責任者（訪問介護）の氏名（フリガナ）、生年月日、住所	勤務形態一覧表、資格者証等の写（※）
7	運営規定	変更後の運営規定 ★その他必要に応じて添付文書あり
8	資格要件のある職種に従事する従業員の変更	勤務形態一覧表、資格者証の写（※） ★介護支援専門員の変更は、介護支援専門員一覧、介護支援専門了証の写も必要

添付する書式は、名張市ホームページからダウンロードできます。

https://www.city.nabari.lg.jp/s029/090/020/0011/0008/000123/20250901171511.html

①申請・届出について

種　類	提出〆切	留意事項
新規指定申請	指定日の１か月前まで	・新規申請の場合は、事前に介護・高齢支援室にご相談ください。
更新申請	更新日の1か月前まで	・指定有効期限（６年）満了日の２か月前に通知をします。 ・指定更新の手続きを行わない場合は、効力を失います。 ・休止中の事業所で指定更新を行う場合は、指定基準（人員及び運営基準）を満たした上で、再開届を提出いただき、その後更新申請をしてください。
変更届	変更が生じた日から１０日以内	・変更がわかる書類（届出内容によって添付書類が異なる・補足参照）を添付した上で申請してください。 ・人員配置基準に該当する従業員が変更になる場合は、その都度変更届の提出が必要となります。
廃止・休止届	廃止・休止日の１か月前まで	・サービス利用者に必要なサービスが継続的に提供されるよう、他事業所と連絡調整等を行ってください。 ・休止期間は、最長１年です。 ・利用者の移管先リストを添付してください。

②申請・届出について

種　類	提出〆切	留意事項
再開届	再開日から１０日以内	・休止している事業所が、再開しようとする時は、事前に相談をお願いします。 ・新規申請と同等の書類一式を提出いただきます。 ※基準を満たしていない状態で、再開届を提出することはできません。
加算に関する届出	（居宅系サービス） ・毎月１５日までに届出 ➡翌月から算定可 ・毎月１６日以降に届出 ➡翌々月から算定可 （施設系サービス） ・月の初日に届出 ➡当該月から算定可 ・月の初日以外に届出 ➡翌月から算定可	・加算を届け出る場合は、「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」とその他必要な資料を添付して申請をしてください。 ・確実に算定できることが見込まれた時点で提出をお願いします。 ・加算要件を満たさなくなることが明らかな場合、要件を満たさなくなった月から当該加算は算定できません。 ・加算によっては実績が必要な場合もあるので、要件を十分に確認のうえ提出をお願いします。

変更届について（補足）

No.	変更があった事項	添付書類
1	事業所（施設）の名称	運営規定
2	事業所の所在地	運営規定、事業所（施設）の平面図、写真、写真の方向図等
3	事業所（施設）の電話番号・ＦＡＸ番号	不要
4	代表者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所	誓約書、履歴事項全部証明書
5	管理者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所	勤務形態一覧表、経歴書、資格者証等の写（※）
6	サービス提供責任者（訪問介護）の氏名（フリガナ）、生年月日、住所	勤務形態一覧表、資格者証等の写（※）
7	運営規定	変更後の運営規定 ★その他必要に応じて添付文書あり
8	資格要件のある職種に従事する従業員の変更	勤務形態一覧表、資格者証の写（※） ★介護支援専門員の変更は、介護支援専門員一覧、介護支援専門員証の写、認知症介護実践者研修修了証の写も必要

※資格者証等の写について、姓が結婚等で現在の姓と異なっている場合、戸籍抄本（写しで可）又は運転免許証の表裏の写し、年金手帳の写し等、改姓の状況が確認できる公的な書類を添付してください。

メールアドレスの登録について

名張市では、国や県、関係機関からの通知等をメールにて配信するため、各事業所のメールアドレスを登録させていただいております。

新規に登録する必要がある場合、または変更等がある場合は、所定の様式にて提出をお願いしております。

なお、登録または変更をしたにもかかわらず、市からのメールが相当期間届かない場合は、
名張市　介護・高齢支援室（０５９５－６３－７５９９）
までご連絡ください。

事　務　連　絡
令和　年　月　日

ＦＡＸ番号　―

様

名張市介護・高齢支援室

メールアドレスの照会について

平素は、当市の介護保険行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、市からの事業所への案内又は事務連絡等については、メールで情報提供をしていきたいと考えていますので、事業所のメールアドレスについてご報告をお願いします。

FAX 番号　0595-63-4629
介護・高齢支援室　宛て

メールアドレス報告書

(サービス種別) 事　業　所　名	(　　)
メールアドレス	
電　話　番　号	
担当者氏名	

【事務担当】
介護・高齢支援室
（TEL）0595 - 63 - 7599
メールアドレス　kaigo@city.nabari.lg.jp

4 事故報告等について

①事故発生時の対応及び報告について

・事故が起きた場合は、職員間で情報を共有し、再発防止に努めてください。

・事業者は名張市への報告を含めた関係者への連絡等、速やかに必要な措置を講じてください。

・事故が発生した時は、第１報は応急措置後速やかに、遅くとも**５日以内を目安に提出**をお願いします。
その後、必要に応じて追加の報告を行ってください。

②事故発生時の対応及び報告について

名張市に報告が必要な場合

- サービス利用者の負傷又は死亡事故（負傷：医療機関で受診し治療を受けたものに限る）
- 自然災害（風水害、地震等）、火災、交通事故等
- サービス利用者が行方不明となった場合
- 職員の不祥事（個人情報紛失等を含む）
- 食中毒及び感染症（法令等により保健所への報告を行う場合）

詳細について

- ＜三重県ホームページ＞　https://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/51046022922.htm
- ＜名張市ホームページ＞　https://www.city.nabari.lg.jp/s029/20220920133512.html

③令和６年４月以降の社会福祉施設等における感染症の集団発生の報告について

名張市に報告が必要な場合

・社会福祉施設等において感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、ノロウイルス感染症等）の集団発生が確認され、報告基準（次ページ参照）を満たした場合、発生状況を三重県に報告（投稿フォーム）が必要となる。県に報告した際は、名張市にも報告書（別紙３・三重県ホームページに掲載）を用いて報告が必要（三重県独自基準）。

詳細について

・＜三重県ホームページ＞　https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600033_00002.htm

③令和６年４月以降の社会福祉施設等における感染症の集団発生の報告について

報告基準

（１）初回報告
以下ア～ウのいずれかに該当する場合、報告が必要。
ア　同一の感染症による又はそれらによると疑われる死亡者又は重症者が１週間以内に２名以上発生した場合
イ　同一の感染症の患者又はそれが疑われる者が１０名以上又は全利用者の半数以上発生した場合（１週間以内の累計が目安）
ウ　ア及びイに該当しない場合でも、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、死亡者が発生した場合など、特に施設長が報告を必要と認めた場合

（２）経過報告
毎日（初回報告後、終息するまでの間）

（３）終息報告
最終の患者が判明してから、潜伏期間を見込んだ一定期間新たな患者が発生しなかった場合

5 運営推進会議／外部評価について

①地域密着型サービスにおける「運営推進会議」について

地域密着型サービス

- 地域密着型サービスは、最も身近な地域で介護サービスを提供し、認知症の人や高齢者が介護の必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活が継続できるよう支援するため、創設されました。

運営推進会議とは

- 「運営推進会議」とは、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることでサービスの質を確保し、地域との連携を図ること等を目的としています。
- 地域密着型サービス事業者が地域の一員として求められる機能を果たし、地域の中で成長していくための仕組みとして、設置が義務付けられています。

②地域密着型サービスにおける「運営推進会議」について

サービスの種類 （介護予防を含む）	・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護
開催頻度	おおむね２月に１回以上	おおむね６月に１回以上
協議会構成員の例	・利用者及び利用者の家族 ・地域住民の代表者（自治会役員、民生委員・児童委員、老人クラブの代表等） ・市職員（介護・高齢支援室、医療福祉総務室、地域包括支援センター職員） ・知見を有する者（まちの保健室職員等）	
開催案内	出席者の皆さまへ１か月前までに文書で案内してください。 ※市への案内、報告書は介護・高齢支援室メールアドレスへの案内、報告で可。	
会議の内容	事業所は、運営推進会議に対して「活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く」ことが義務付けられている。	
記録の作成と公表	・事業所は、「活動状況の報告内容、評価、要望、助言等」についての記録（議事録）を作成することが義務付けられている（５年保存）。 ・上記「報告、評価、要望、助言等についての記録」を公表（事業所内での掲示、閲覧、事業所のホームページ等）しなければならないとされている。 ※公表にあたっては、個人情報の取り扱いに注意すること。	

実施することが義務付けられています！

福祉サービス第三者評価
地域密着型サービス外部評価
運営推進会議における外部評価情報

・福祉サービス第三者評価・地域密着型サービス外部評価・運営推進会議等における外部評価情報は、**個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けることを目的に実施**しています。
また、それらの評価結果は、利用者の適切なサービス選択に役立てていただけるよう**公表**しています。

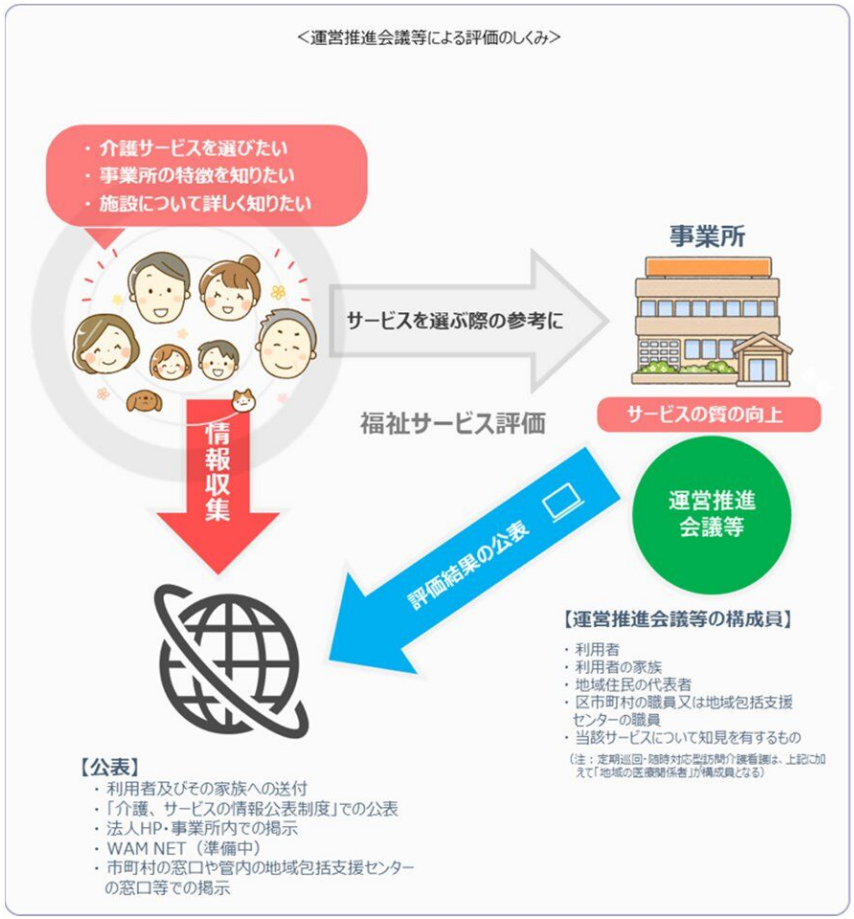

（引用元）WAM NET　福祉サービス第三者評価・地域密着型サービス外部評価・運営推進会議等における外部評価情報の概要

（参考）評価制度一覧

事項	福祉サービス第三者評価	地域密着型サービス外部評価	運営推進会議等における外部評価
導入	平成16年（2004年）～	平成18年（2006年）～	平成27年（2015年）～
根拠	・社会福祉法第78条第1項	・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令） 第97条第8項第1号 ・名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ※介護予防の基準、条例もあり（省略）	・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（省令） 第3条37第１項、第88条において準用する第34条第１項、第108条において準用する第34条第１項、第182条において準用する第34条第１項 ・名張市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ※介護予防の基準、条例もあり（省略）
対象事業	・第1種社会福祉事業 ・第2種社会福祉事業	・認知症対応型共同生活介護 （※運営推進会議による評価との選択制）	・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 （外部評価機関による外部評価との選択制）

（参考）評価制度一覧

事項	福祉サービス第三者評価	地域密着型サービス外部評価	運営推進会議等における外部評価
受審	任意	必須（原則年1回）	必須（原則年1回）
実施主体	都道府県推進組織	都道府県	市町村
評価機関	都道府県推進組織が認証した評価機関	都道府県が認証した評価機関	・運営推進会議 ・介護・医療連携推進会議
公表場所	・WAM NET ・都道府県HP ・事業所HP　など	・WAM NET ・都道府県HP ・事業所HP　など	・利用者及びその家族への送付 ・介護サービス情報の公表制度での公表（※） ・法人HP、事業所内での掲示 ・WAM NET

※運営推進会議等を利用した評価の結果については、利用者及びその家族に情報提供するとともに、「介護サービスの情報公開制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のHPへの掲載、事業所内の見やすい場所への掲示等による公表が必要です。

※認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、外部評価を毎年受審することが定められていましたが、令和3年度介護報酬改定により、従来の外部評価機関による評価を受審するか、事業所自らがその提供するサービスの質について自己評価を行った上で運営推進会議に報告し、評価を受けるかのいずれかを選択できるようになりました。

外部評価結果確定通知書が届いたら・・・

確定通知書（写し）とともに、それに付随する資料を速やかに市へ提出してください。

（添付資料）
・外部評価結果
・自己評価及び外部評価結果（別紙４）
・自己評価及び外部評価結果（詳細）
・目標達成計画

令和　年　月　日

外部評価結果確定通知書

社会福祉法人　三重県社会福祉協議会
会　長　　井　村　[illegible]

社会福祉法人三重県社会福祉協議会における地域密着型サービス外部評価についての結果が確定しましたので、通知いたします。
当該結果を活用され、貴事業所の今後のさらなる質の向上を目指していただける事を期待します。

法人名：
事業者名：
事業所番号：
訪問調査日：　令和　年　月　日

5 外部評価

6 介護サービス相談員派遣事業について

①介護サービス相談員派遣事業とは

（１）目的

・市町村に登録された介護サービス相談員（２年任期・現在２名登録）が、介護サービス施設・事業所に出向いて、利用者の疑問や不満、不安を受け付け、介護サービス提供事業者及び行政との橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質の向上につなげる取組。

（２）事業内容

・介護サービス相談員が定期または随時に事業所を訪問し、利用者等の話を聞き、相談に応じます。

・サービスの現状把握に務め、事業者等の管理者や従業員と意見交換を行います。

①介護サービス相談員派遣事業とは

（３）備考

- 介護保険制度の中には、市町村による苦情対応に係る対応が盛り込まれていますが、これらは事後的な対応が中心です。
- 一方、本事業は苦情に至る事態を事前に防止する、問題提起・提案解決型の対応です。
- 本市では平成１３年度から実施しており、令和３年度からコロナ禍で中止していましたが、令和６年度から事業を再開しています。

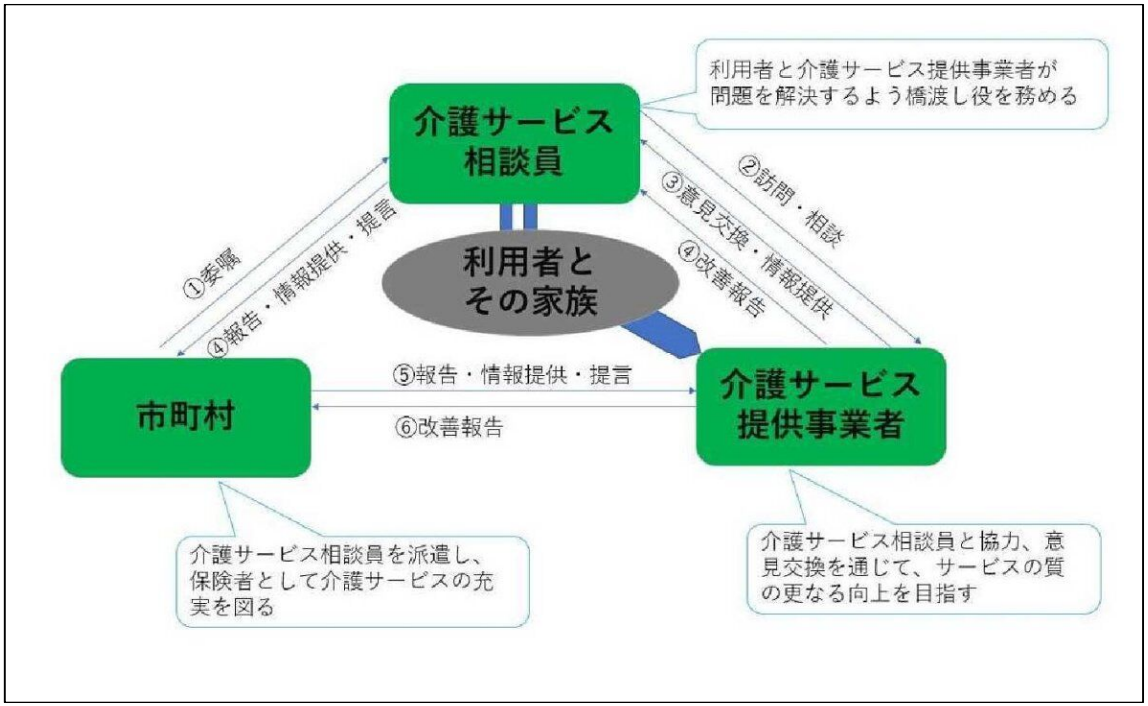

7 その他連絡事項

令和８年度制度改正（令和８年８月から）

●給付に係る制度について

＜概要＞

・食費に係る基準費用額及び食費・居住費の負担限度額について、次ページの通り変更になります。

・高額介護サービス費や負担限度額認定の段階判定における所得基準額８０万９千円について、令和７年に支給される老齢基礎年金（満額）が８０万９千円を超えることを踏まえ、８２万６千５百円とする見直しが行われます。

補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み （令和８年８月～）

○ 食費・居住費について、利用者負担第１～第３段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
○ **標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額**を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年８月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円以下	650万円（1,650万円）以下
第3段階①		年金収入金額（※）＋合計所得金額が82.65万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
第3段階②		年金収入金額（※）＋合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者		

			基準費用額（日額（月額））	負担限度額 （日額（月額））※短期入所生活介護等（日額）【】はショートステイの場合			
				第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②
食費			1,545円 （4.7万円）	300円 （0.9万円） 【300円】	390円 （1.2万円） 【600円（1.8万円）】	680円 （2.1万円） 【1,030円（3.1万円）】	1,420円（4.3万円） 【1,360円（4.1万円）】
居住費	多床室	特養等	915円 （2.8万円）	0円 （ 0万円）	430円 （1.3万円）	430円 （1.3万円）	530円 （1.6万円）
		老健・医療院（室料を徴収する場合）	697円 （2.1万円）	0円 （ 0万円）	430円 （1.3万円）	430円 （1.3万円）	530円 （1.6万円）
		老健・医療院等（室料を徴収しない場合）	437円 （1.3万円）	0円 （ 0万円）	430円 （1.3万円）	430円 （1.3万円）	430円 （1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円 （3.7万円）	380円 （1.2万円）	480円 （1.5万円）	880円 （2.7万円）	980円 （3.0万円）
		老健・医療院等	1,728円 （5.3万円）	550円 （1.7万円）	550円 （1.7万円）	1,370円 （4.2万円）	1,470円 （4.5万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円 （5.3万円）	550円 （1.7万円）	550円 （1.7万円）	1,370円 （4.2万円）	1,470円 （4.5万円）
	ユニット型個室		2,066円 （6.3万円）	880円 （2.6万円）	880円 （2.6万円）	1,370円 （4.2万円）	1,470円 （4.5万円）

6

（引用元）厚生労働省　令和８年度介護報酬改定について

令和８年度制度改正（令和８年１０月から）

●ハラスメント対策の強化

＜概要＞

・令和７年６月１１日に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第６３号）が公布されました。

・本改正により、カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメント（いわゆる「求職者等セクハラ」）の防止措置が事業主の義務となります（令和８年１０月１日施行）。

・また、令和８年２月２６日にカスタマーハラスメント防止指針及び求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止指針が公布されました。

介護現場におけるハラスメント対策の推進

地域包括ケアシステムを推進していく上で、介護人材の確保は大変重要な課題であり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境・労働環境の改善を図っていくことが必要です。

このため、令和３年度報酬改定においては、全ての介護サービス事業者に、ハラスメント対策として必要な措置を講じることが義務付けられました。

※厚生労働省ホームページの「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「研修の手引き」等も参考にして対策や取り組みを行い、随時見直しも行ってください。

法令上事業者に求められる措置		
講ずべき措置	＜対象＞ ○職場における ・セクシャルハラスメント ・パワーハラスメント ○利用者やその家族等から受ける ・セクシャルハラスメント ・顧客等からの著しい迷惑行為 ＝カスタマーハラスメント	＜内容＞ 就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。 ※特に留意すべき点 ①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 ②相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

（引用元）厚生労働省　「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（令和４年３月改定）」をもとに、制度改正を反映

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる
①顧客等の言動であって、
②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
③労働者の就業環境が害されるもの
であり、**①～③の要素を全て満たすもの**をいいます。
※電話やＳＮＳ等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。
（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）
②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】
- そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- 契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- 不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】
- 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- 威圧的な言動
- 継続的、執拗な言動
- 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**
（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
①カスタマーハラスメントには**毅然とした態度で対応し、労働者を保護する**旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ　等

◆相談体制の整備
③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応
⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置
⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置
⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。
※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、
事業主が雇用する労働者による**「性的な言動」**により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】
- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
  - 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
  - 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】
求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**ＳＮＳ等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。
（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例
- インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**
（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
③**求職活動等に関するルール**（※）**をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する
※　例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるＳＮＳの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備
④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する
⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応
⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
⑧行為者に対する措置を適正に行う
⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置
⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

お問い合わせ先　**お近くの都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）**　受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

（引用元）厚生労働省　リーフレット（簡易版）「２０２６年（令和８年）１０月１日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！」

●LIFEの移行について

＜概要＞

・科学的介護情報システム（以下「LIFE」という。）は、令和８年５月１１日から公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）において運用されています。
令和８年７月３１日までに、国保中央会が運用するLIFEへの移行作業が必要です。

※「https://life-web.mhlw.go.jp/help」の移行ガイドを参考にしてください。

◎LIFEの活用等により算定できる加算

・科学的介護推進体制、ADL維持等加算、個別機能訓練加算、口腔機能向上加算、栄養アセスメント加算　など

※LIFE研修会のオンデマンド視聴（HP「LIFEポータル」からも可能）も活用してください。

厚労省運用LIFEと国保中央会運用LIFEの違い(1/6)

- 国保中央会が運営するLIFE(国保中央会運用LIFE)の稼働により、以下の点が変更となります。
- これらの変更により、**介護施設・事業所における利便性の向上を図ります**。

1 バックアップファイルの授受の不要化

バックアップファイルの授受が不要となり、**利便性が向上**

2 電子証明書を用いたセキュリティ向上

電子証明書を用いた端末認証により、**セキュリティが向上**
(介護DX共通)

3 端末認証用の一時パスコード認証が不要に

端末認証用の一時パスコードが不要となり、**利便性が向上**

4 LIFEホームページのリンクからログイン可能に

起動アイコンの取得が不要となり、**利便性が向上**

5 利用者情報の正確性確認機能追加

利用者情報の誤りが自動検出でき、**誤登録の防止が可能**
※本機能は、利用者の資格を管理する保険者が介護情報基盤に対応した後に利用可能となります。

(引用元) 厚生労働省　科学的介護情報システム (LIFE) 第1回説明会資料 (国保中央会運用LIFEへの移行について)

ケアプランデータ連携システム

（１）内容

・毎月主にＦＡＸでやり取りされ、介護事業所の負担が多かったケアプランをクラウド上で安全に電子データのやり取りをするシステムです。公益社団法人である国保中央会が運営しています。

（２）期待される効果

・手間、時間の削減による「事務費等」の削減

・データ自動反映による従業者の「手間」の削減・効率化

・作業に係る「時間」の削減

・従業者の心理的負担軽減、ライフワークバランスの改善、ガバナンス・マネジメントの向上

（３）利用費用

・ライセンス料　年間２１，０００円（※）

・その他、電子署名等の取得が必要です。

※令和７年６月１日（日）から令和８年５月３１日（日）の間に申請を行うことにより、令和９年度までのライセンス料が無料となるフリーパスキャンペーンが適用されます。詳細は公益社団法人 国保中央会HPをご覧ください。

ケアプランデータ連携システムについて
（令和５年度より国民健康保険中央会にて本格稼働）

これまで毎月紙でやり取りされ、介護事業所の負担が大きかったケアプラン（計画・予定・実績の情報）をオンラインで完結するシステムを提供。
「データ連携標準仕様」に対応した介護ソフトとの連携により、ケアマネ・サービス事業所共に転記不要による事務負担の軽減を実現。

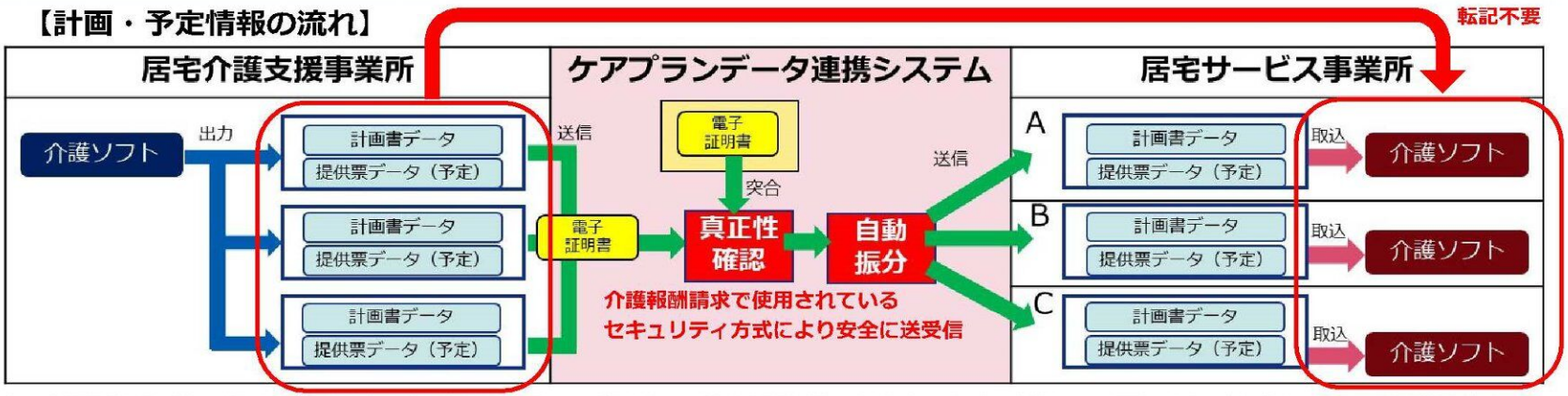

※実績情報は逆の流れ（居宅介護支援事業所←居宅サービス事業所）となり、予定情報と同様、真正性確認の上、振分けられる。

ケアプランデータ連携システムで期待される効果

- ●手間、時間の削減による**事務費等の削減**
- ●データ自動反映による従業者の**「手間」の削減・効率化**
- ●作業にかける**「時間」の削減**
- ●従業者の「**心理的負担軽減**」の実現
- ●従業者の「**ライフワークバランス**」の改善
- ●事業所の**「ガバナンス」、「マネジメント」の向上**

イメージキャラクター
ケアプー

ヘプルデスクサポートサイト

（引用元）厚生労働省　R6.7.29地方公共団体向け「電子申請・届出システム」利用準備セミナー資料

8 事業所アンケートの結果について（抜粋）

8 事業所アンケートの結果について（抜粋）

アンケートの概要

●目的
介護サービス提供事業所の実態を把握し、事業計画の参考資料とすることを目的とする。
アンケート結果は協議の参考資料とし、方針の決定は市の財政状況等から総合的に判断する。

●対象事業所及び回収率

居宅介護支援事業所	２９事業所	回答事業所数：２０事業所	回答率：６９．０％
第１号訪問事業所・第１号通所事業所	４９事業所	回答事業所数：　９事業所	回答率：１８．４％
その他の介護保険事業所	７３事業所	回答事業所数：１２事業所	回答率：１６．４％

●方法
回答フォームを利用した無記名調査（メールでURLを送付）
依頼文にて、サービス提供等の実務をされている方に回答いただくように依頼する。

●期間
令和８年６月２日（火）～令和８年６月２６日（金）までの２３日間（当初１４日間の予定だったが期間を延長）

●内容
問いの性質上、①居宅介護支援、②第１号訪問事業所・第１号通所事業所、③その他の介護サービス提供事業所へのアンケートの３パターンに分けて調査を行う。

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所の職種ごとの従業員の過不足の状況について、どのように感じますか。
職種ごとにあてはまる番号を選択してください。

＜居宅介護支援事業所＞

単位：件

職種	過不足の状況				その職種はいない
	過剰である	適当である	やや不足している	不足している	
訪問介護員	0	0	6	2	12
サービス提供責任者	0	3	5	1	11
介護職員	0	0	6	2	12
看護職員	0	4	4	0	12
生活相談員	0	4	3	0	13
機能訓練指導員	0	2	5	0	13
ケアマネジャー	0	12	5	3	0
事務職	0	9	3	1	7

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所の職種ごとの従業員の過不足の状況について、どのように感じますか。
職種ごとにあてはまる番号を選択してください。

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞

単位：件

職種	過不足の状況				その職種はいない
	過剰である	適当である	やや不足している	不足している	
訪問介護員	0	0	2	0	7
サービス提供責任者	0	5	0	0	4
介護職員	0	3	2	3	1
看護職員	1	4	2	0	2
生活相談員	0	6	2	0	1
機能訓練指導員	0	5	2	0	1
ケアマネジャー	0	0	3	0	6
事務職	0	4	2	1	2

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所の職種ごとの従業員の過不足の状況について、どのように感じますか。
職種ごとにあてはまる番号を選択してください。

＜その他事業所＞

単位：件

職種	過不足の状況				その職種はいない
	過剰である	適当である	やや不足している	不足している	
訪問介護員	0	1	1	2	8
サービス提供責任者	0	3	0	1	8
介護職員	0	5	3	2	2
看護職員	1	4	2	3	2
生活相談員	0	4	0	0	8
機能訓練指導員	0	4	0	0	8
ケアマネジャー	0	7	1	0	3
事務職	0	6	1	0	5

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所が従業員を確保するにあたり、どのような取組をされていますか。
あてはまるもの全てを選択してください。

＜居宅介護支援事業所＞　　**単位：件**

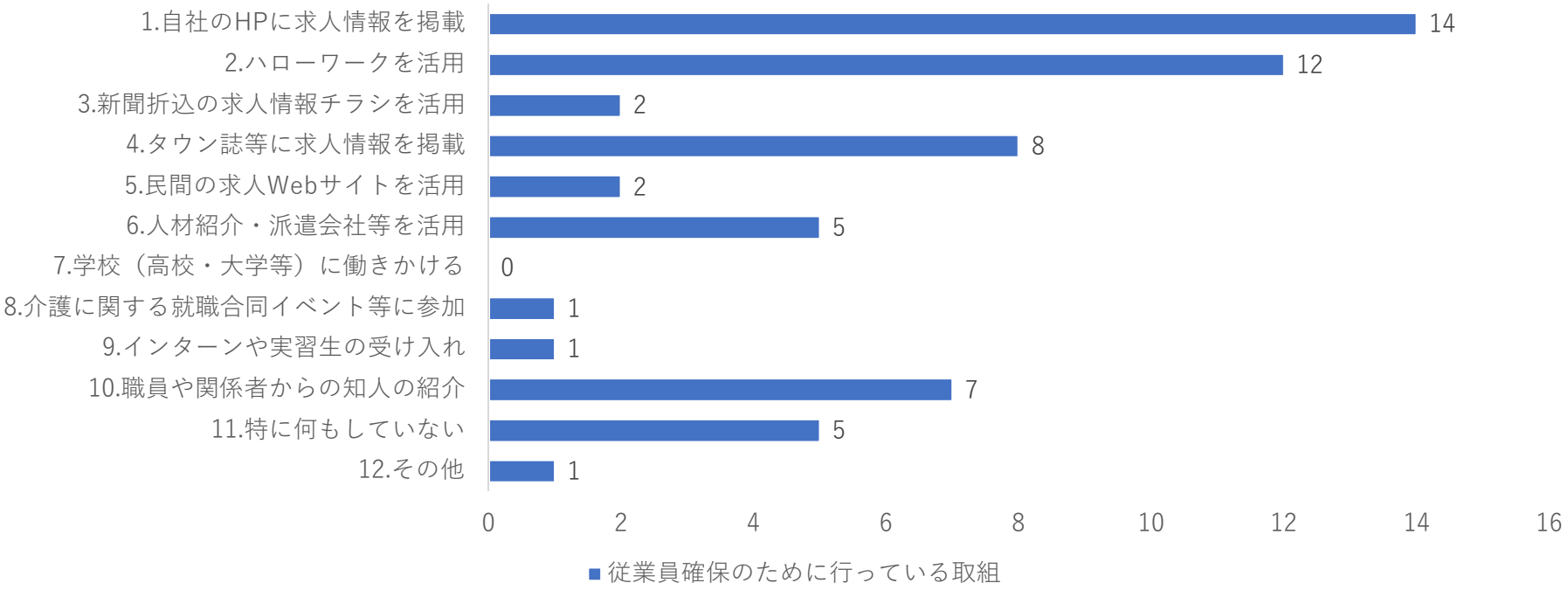

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所が従業員を確保するにあたり、どのような取組をされていますか。
あてはまるもの全てを選択してください。

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞　　単位：件

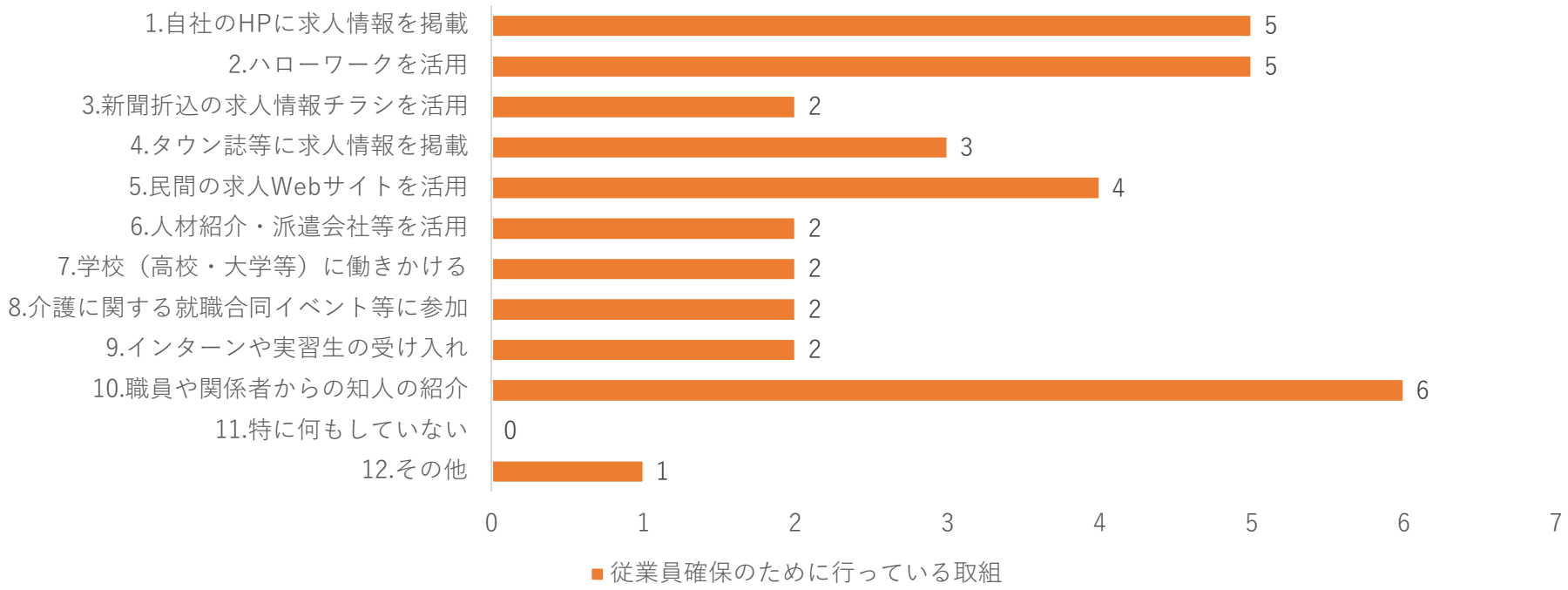

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所が従業員を確保するにあたり、どのような取組をされていますか。
あてはまるもの全てを選択してください。

＜その他事業所 ＞　　単位：件

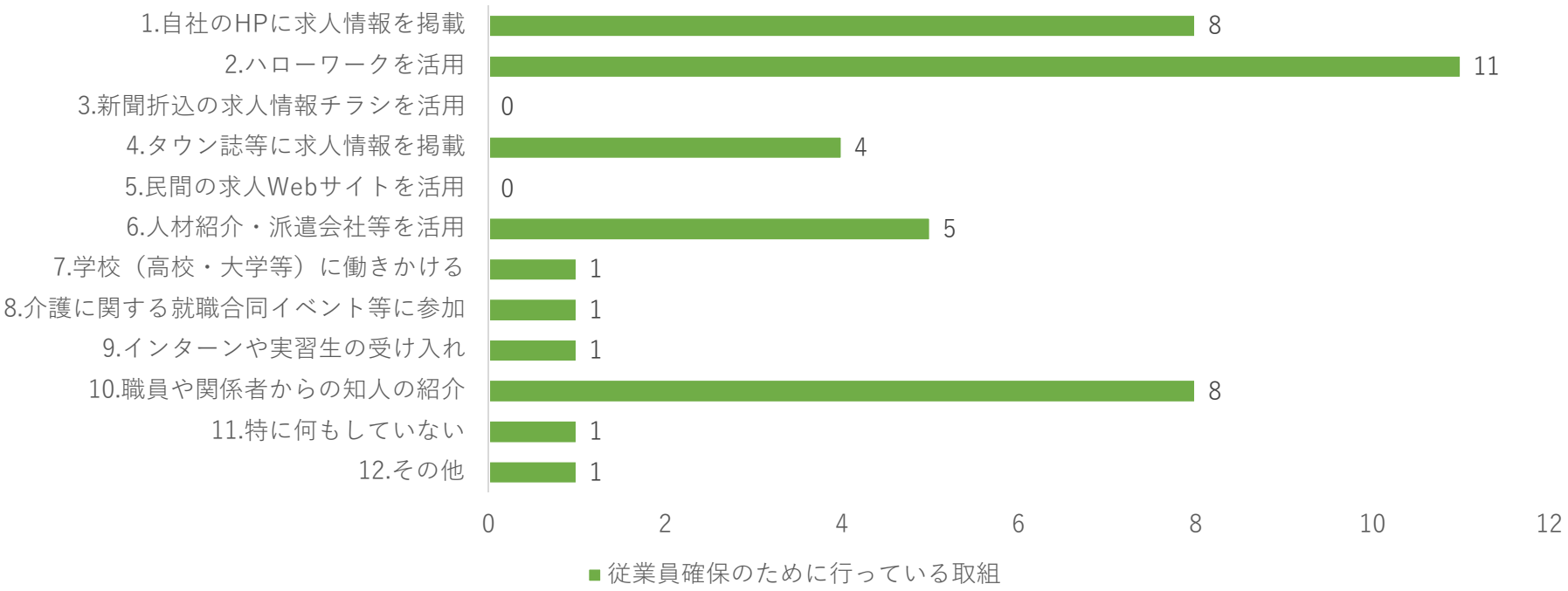

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

前の問で選択した取組のうち、効果のあった取組はどれですか。
効果があった順番に３つまでお答えください（ここでは１位と２位を記載）

＜居宅介護支援事業所＞　　**単位：件**

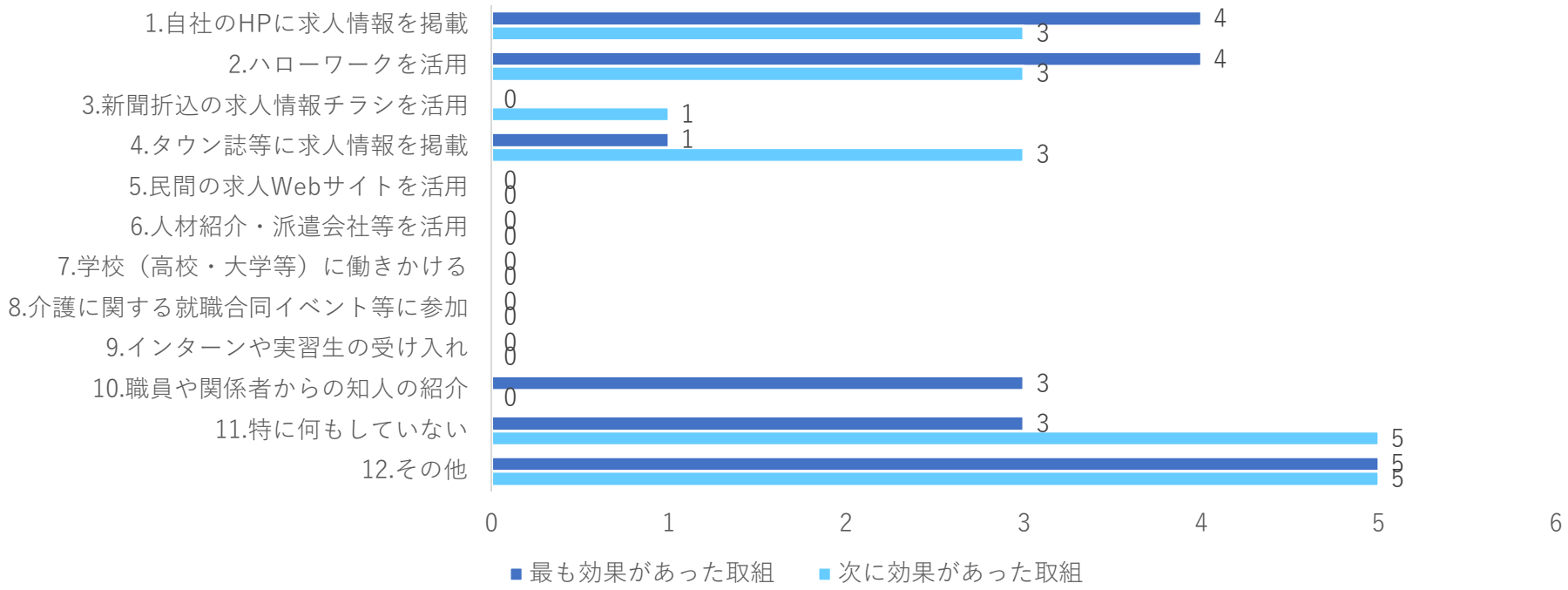

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

前の問で選択した取組のうち、効果のあった取組はどれですか。
効果があった順番に３つまでお答えください（ここでは１位と２位を記載）

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞ **単位：件**

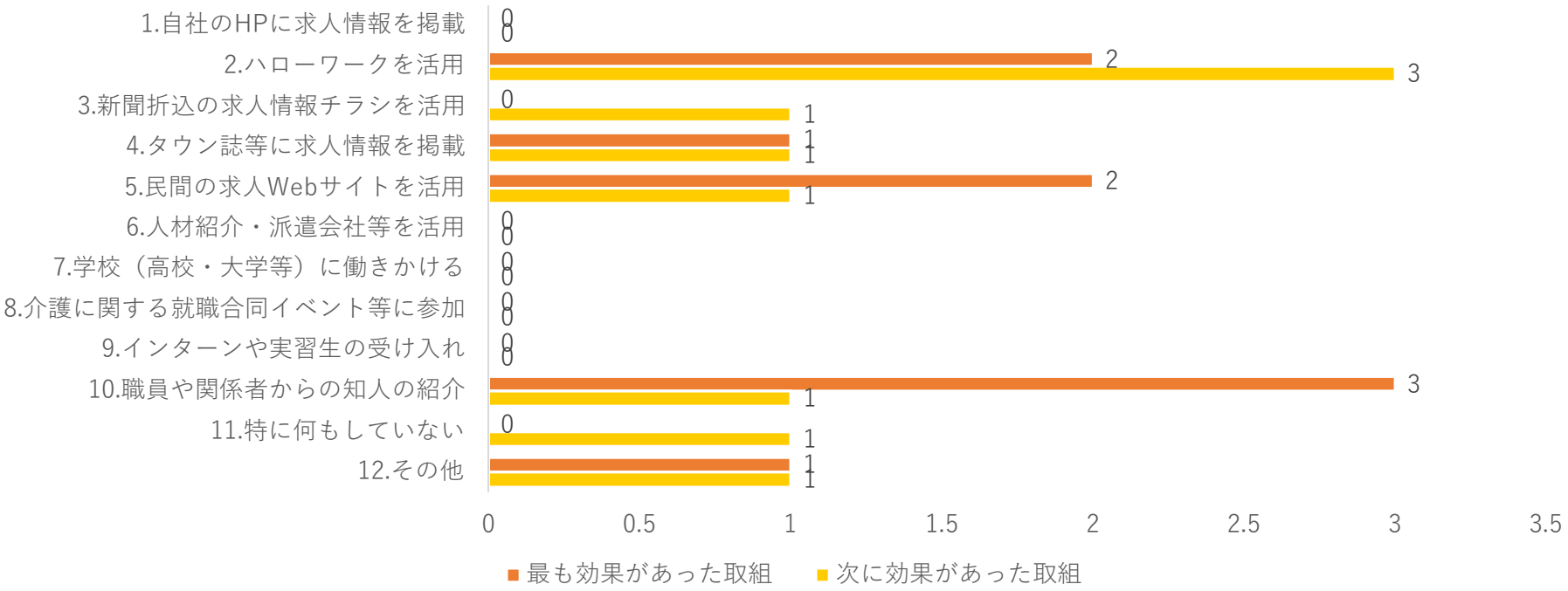

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

前の問で選択した取組のうち、効果のあった取組はどれですか。
効果があった順番に３つまでお答えください（ここでは１位と２位を記載）

＜その他事業所 ＞

単位：件

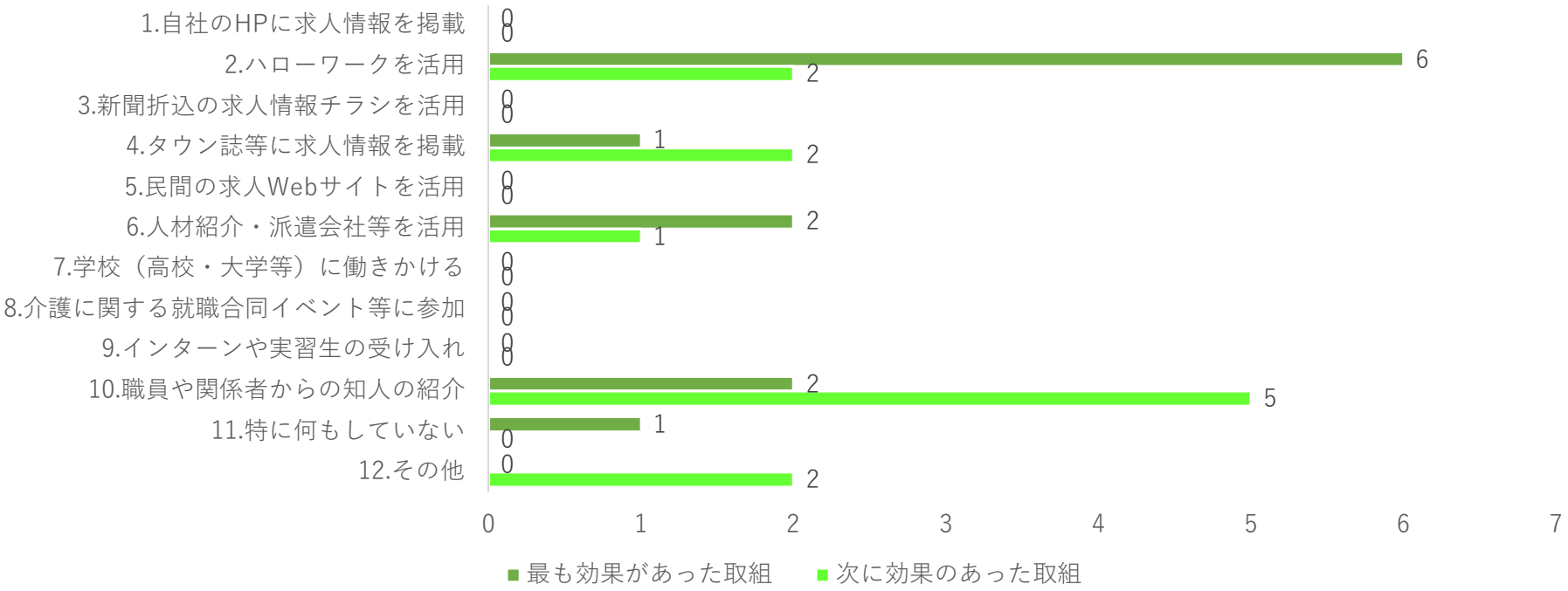

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所の利用者からの利用申込への対応はどうですか。
（令和８年６月１日から直前６か月前までの状況）

＜居宅介護支援事業所＞

単位：件

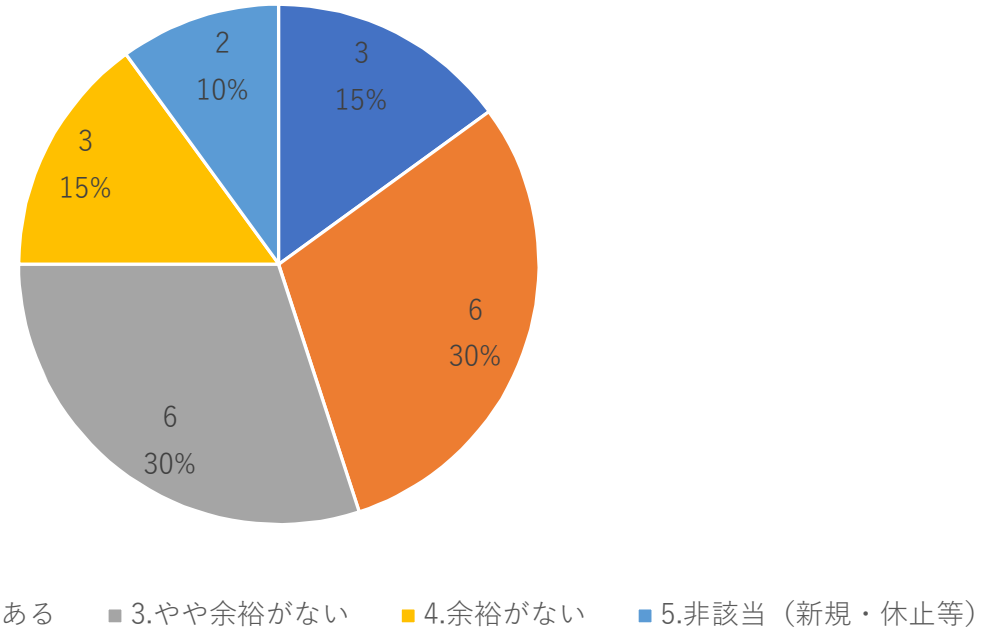

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所の利用者からの利用申込への対応はどうですか。
（令和８年６月１日から直前６か月前までの状況）

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞　　単位：件

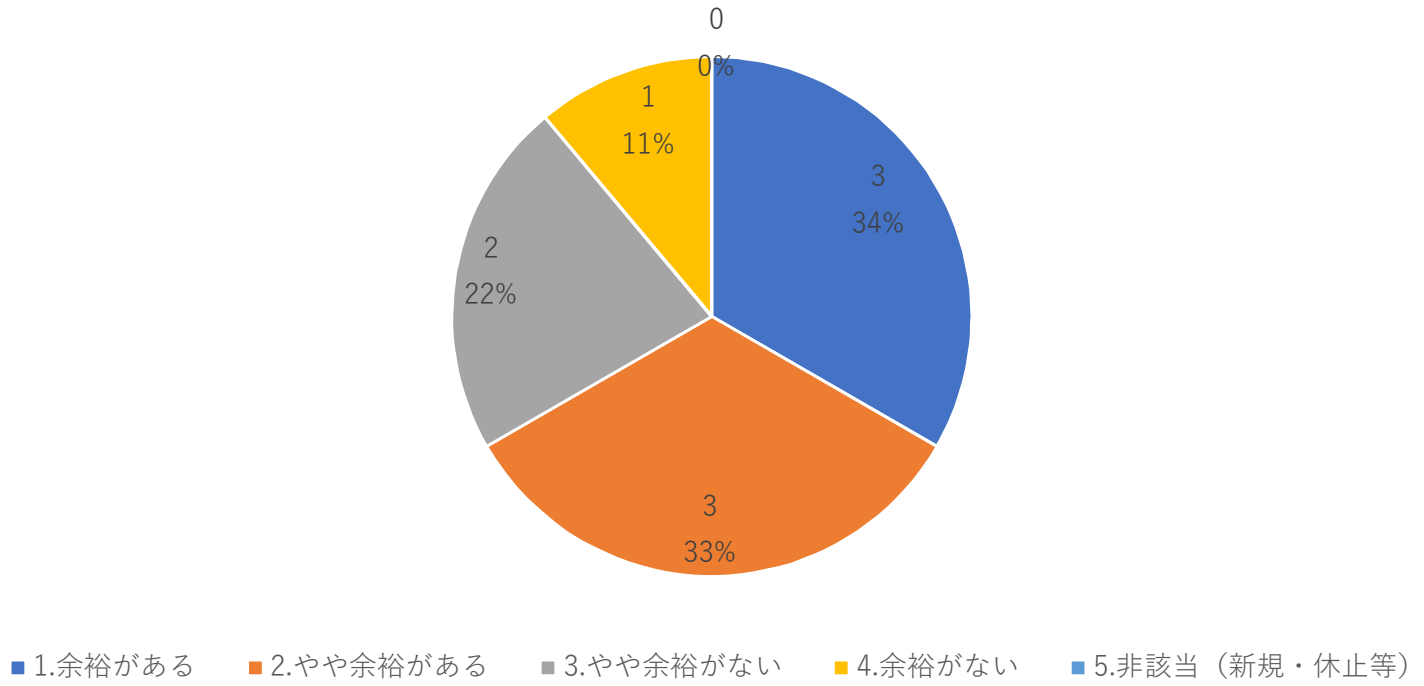

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所の利用者からの利用申込への対応はどうですか。
（令和８年６月１日から直前６か月前までの状況）

＜その他事業所 ＞

単位：件

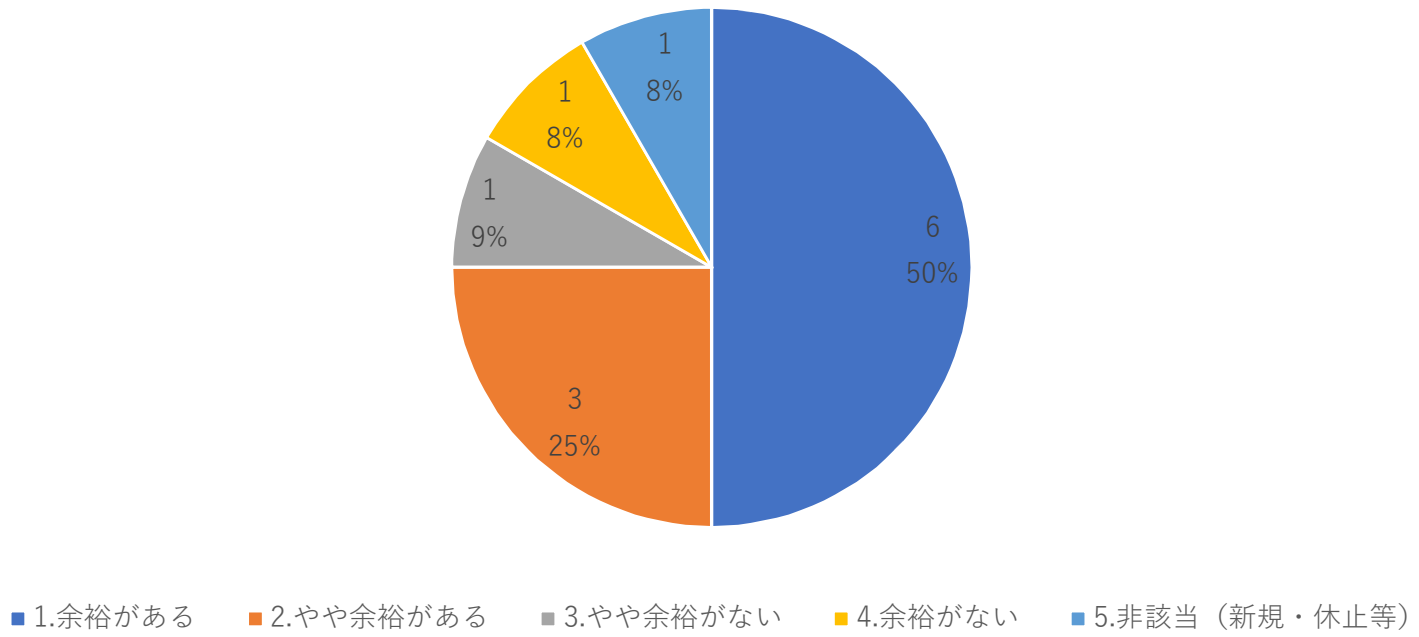

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

介護人材の確保・育成で、どのようなことを県や市に取り組んでほしいですか。
あてはまるものを２つまで選択してください。

＜居宅介護支援事業所＞ **単位：件**

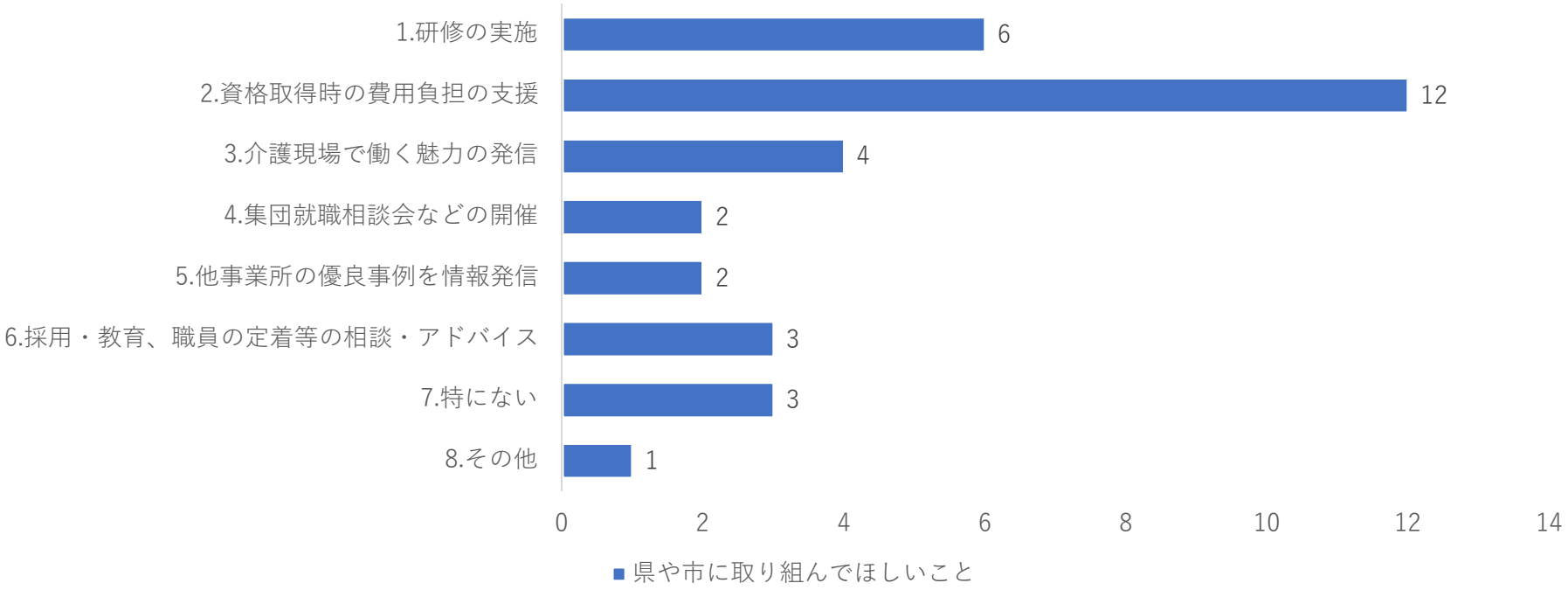

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

介護人材の確保・育成で、どのようなことを県や市に取り組んでほしいですか。
あてはまるものを２つまで選択してください。

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞ **単位：件**

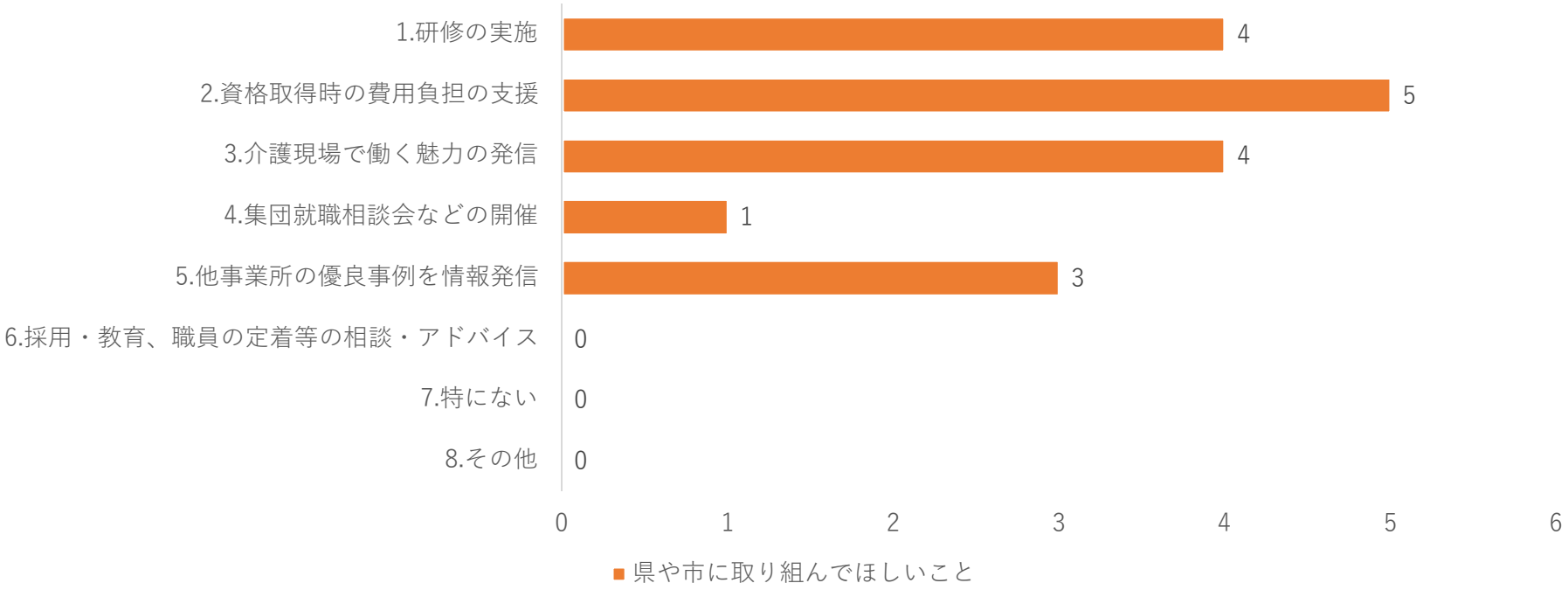

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

介護人材の確保・育成で、どのようなことを県や市に取り組んでほしいですか。
あてはまるものを２つまで選択してください。

＜その他事業所 ＞　　**単位：件**

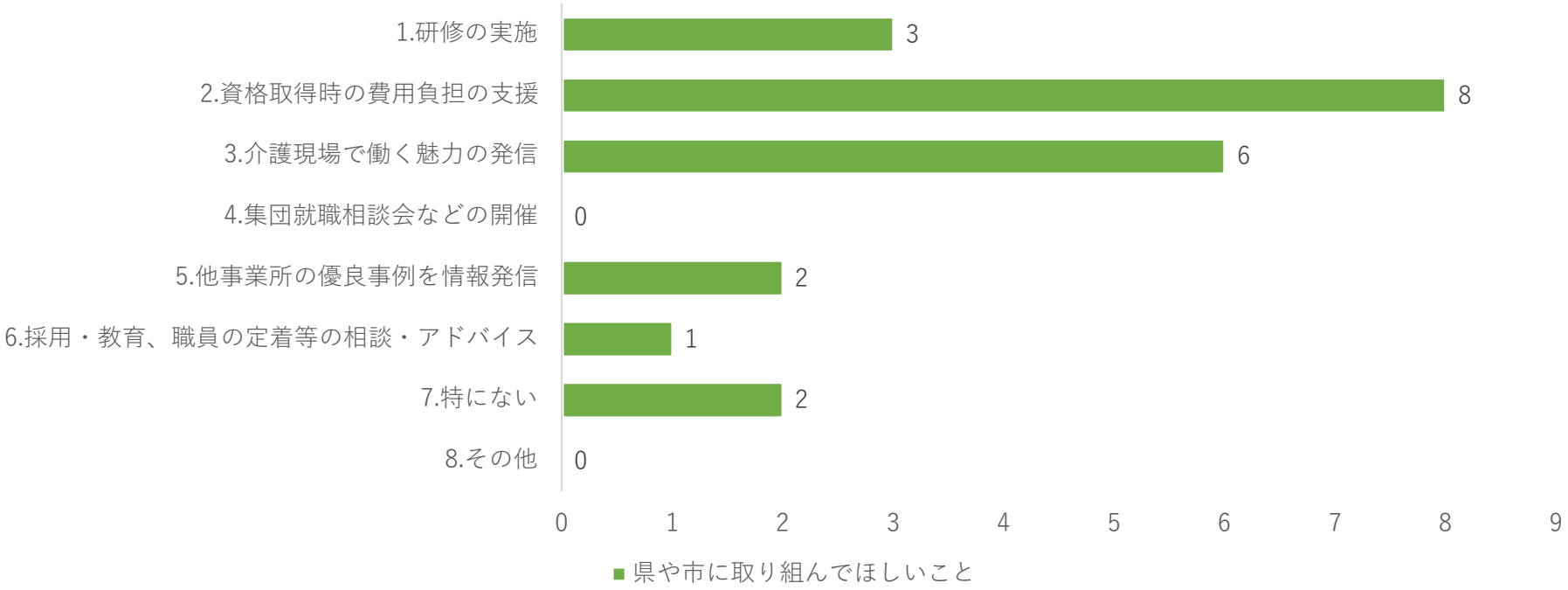

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

利用者のニーズが高く、介護保険料が上がる等の影響があったとしても整備した方が良いと感じるサービスはありますか。３つまで選択してください（ここでは１位と２位を記載）。

＜居宅介護支援事業所＞　　**単位：件**

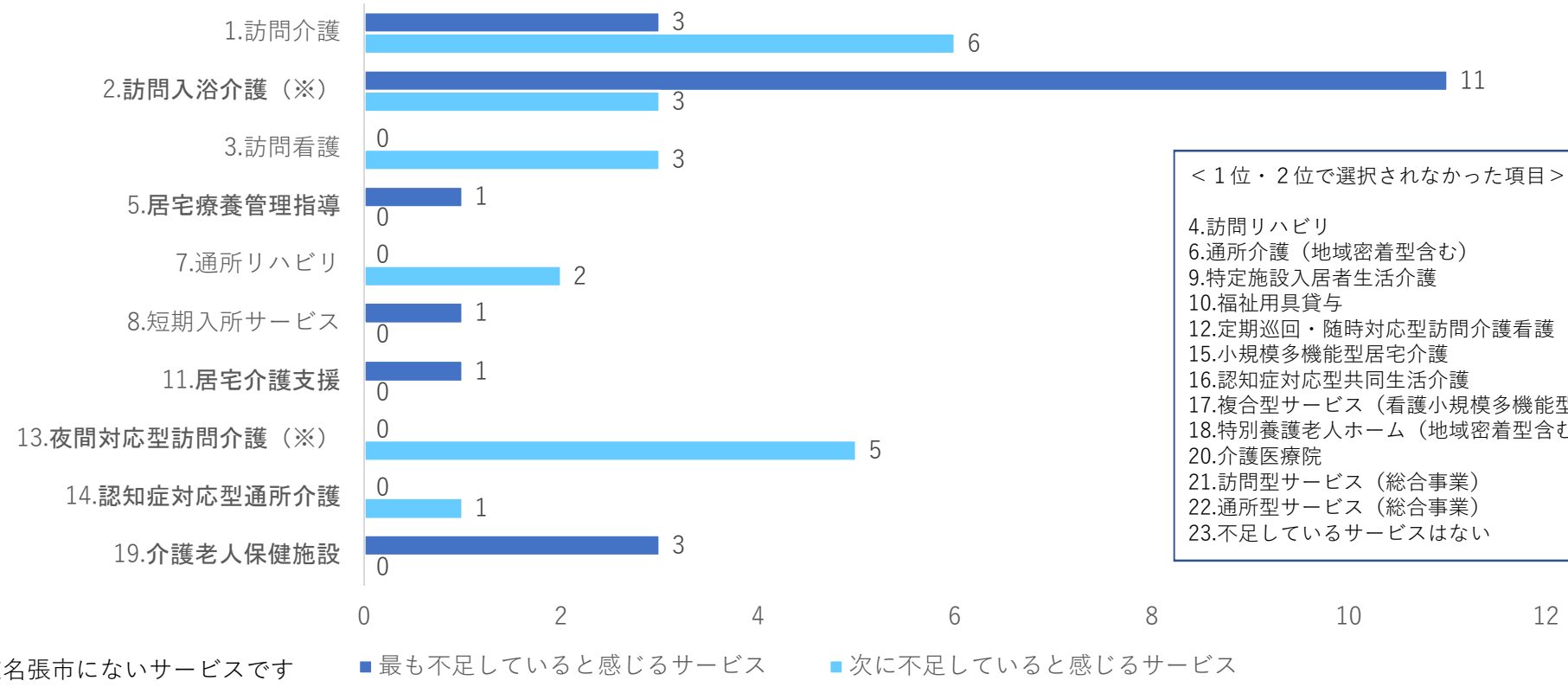

＜１位・２位で選択されなかった項目＞

4.訪問リハビリ
6.通所介護（地域密着型含む）
9.特定施設入居者生活介護
10.福祉用具貸与
12.定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）
15.小規模多機能型居宅介護
16.認知症対応型共同生活介護
17.複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
18.特別養護老人ホーム（地域密着型含む）
20.介護医療院
21.訪問型サービス（総合事業）
22.通所型サービス（総合事業）
23.不足しているサービスはない

（※）は現在名張市にないサービスです

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

利用者のニーズが高く、介護保険料が上がる等の影響があったとしても整備した方が良いと感じるサービスはありますか。３つまで選択してください（ここでは１位と２位を記載）。

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞　　**単位：件**

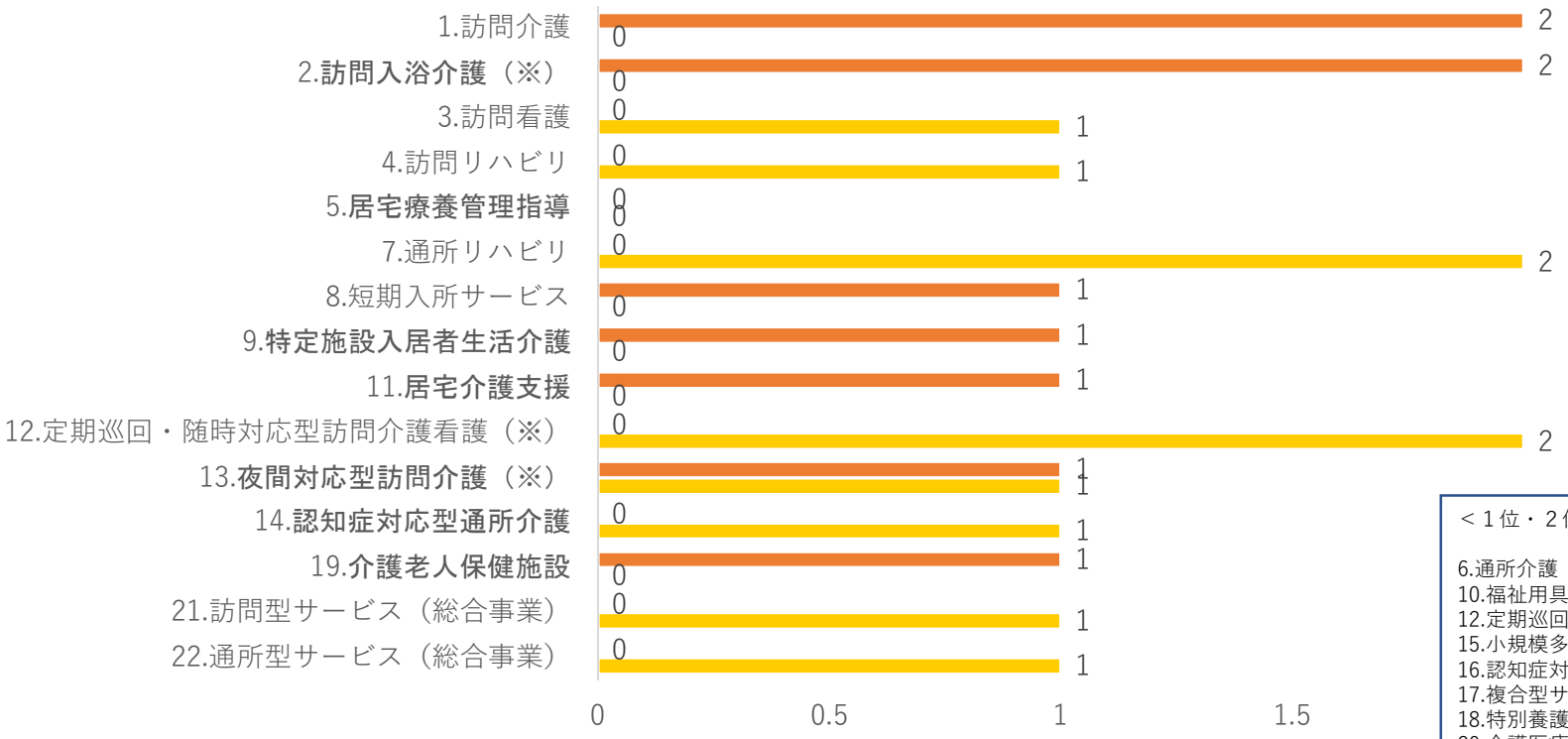

＜１位・２位で選択されなかった項目＞

6.通所介護（地域密着型含む）
10.福祉用具貸与
12.定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※）
15.小規模多機能型居宅介護
16.認知症対応型共同生活介護
17.複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
18.特別養護老人ホーム（地域密着型含む）
20.介護医療院
23.不足しているサービスはない

（※）は現在名張市にないサービスです

■最も不足していると感じるサービス　■次に不足していると感じるサービス

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

利用者のニーズが高く、介護保険料が上がる等の影響があったとしても整備した方が良いと感じるサービスはありますか。３つまで選択してください（ここでは１位と２位を記載）。

＜その他事業所＞　　**単位：件**

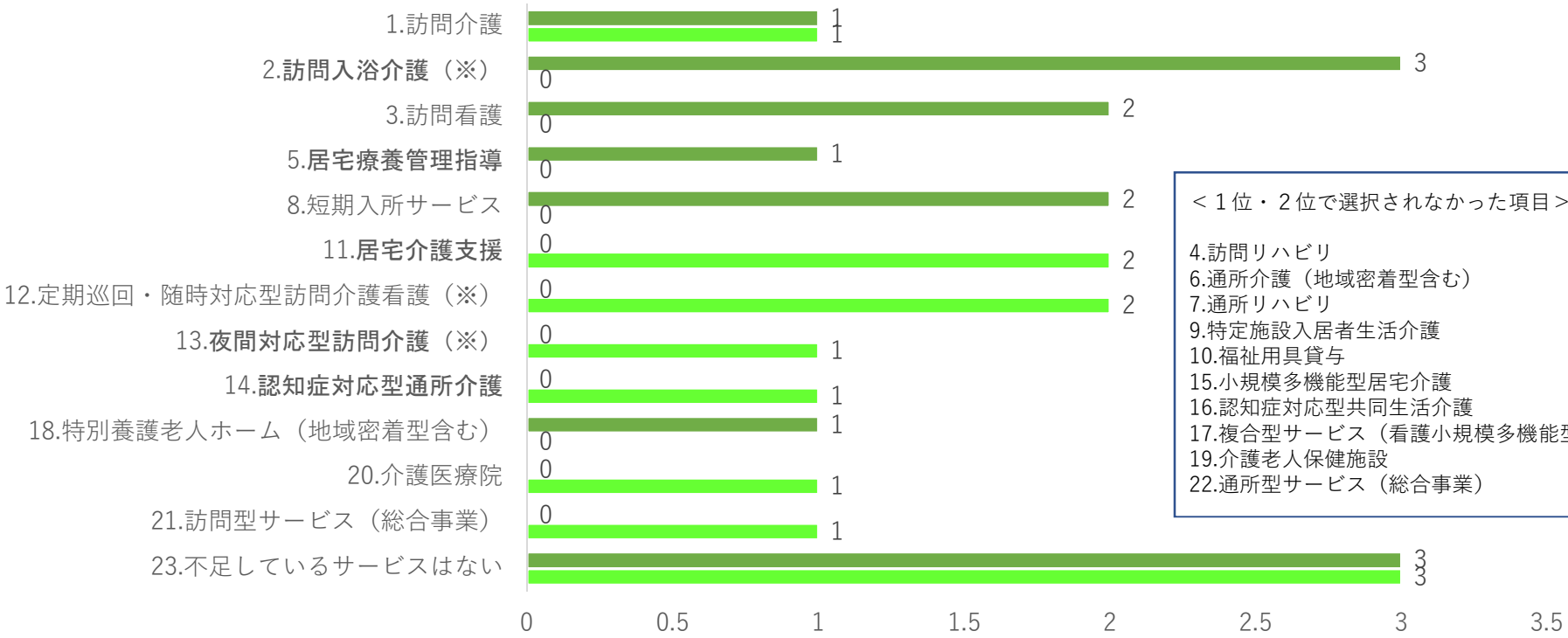

＜１位・２位で選択されなかった項目＞

4.訪問リハビリ
6.通所介護（地域密着型含む）
7.通所リハビリ
9.特定施設入居者生活介護
10.福祉用具貸与
15.小規模多機能型居宅介護
16.認知症対応型共同生活介護
17.複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）
19.介護老人保健施設
22.通所型サービス（総合事業）

（※）は現在名張市にないサービスです

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

名張市では超高齢社会の進行が予想されますが、今後の県や市の取組としてどのようなものが必要だと思いますか。３つまでお答えください。

＜居宅介護支援事業所＞　　**単位：件**

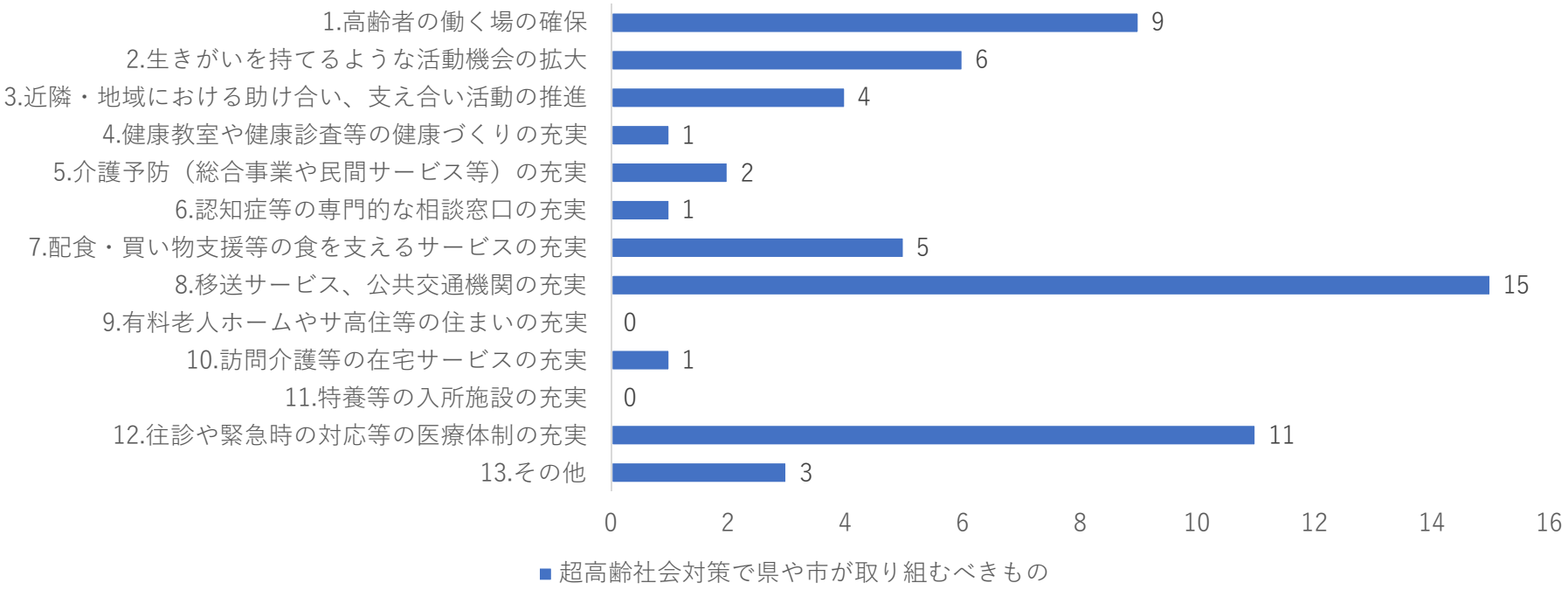

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

名張市では超高齢社会の進行が予想されますが、今後の県や市の取組としてどのようなものが必要だと思いますか。３つまでお答えください。

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞ **単位：件**

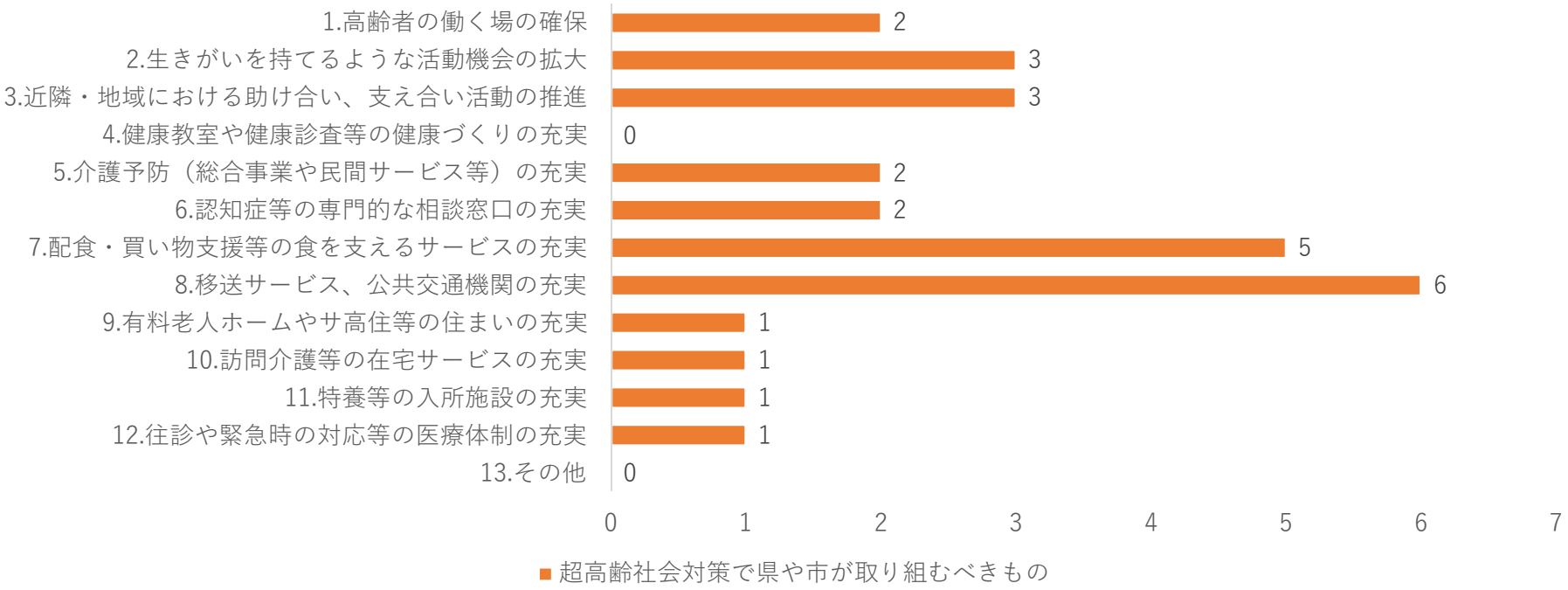

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

名張市では超高齢社会の進行が予想されますが、今後の県や市の取組としてどのようなものが必要だと思いますか。３つまでお答えください。

＜その他事業所 ＞

単位：件

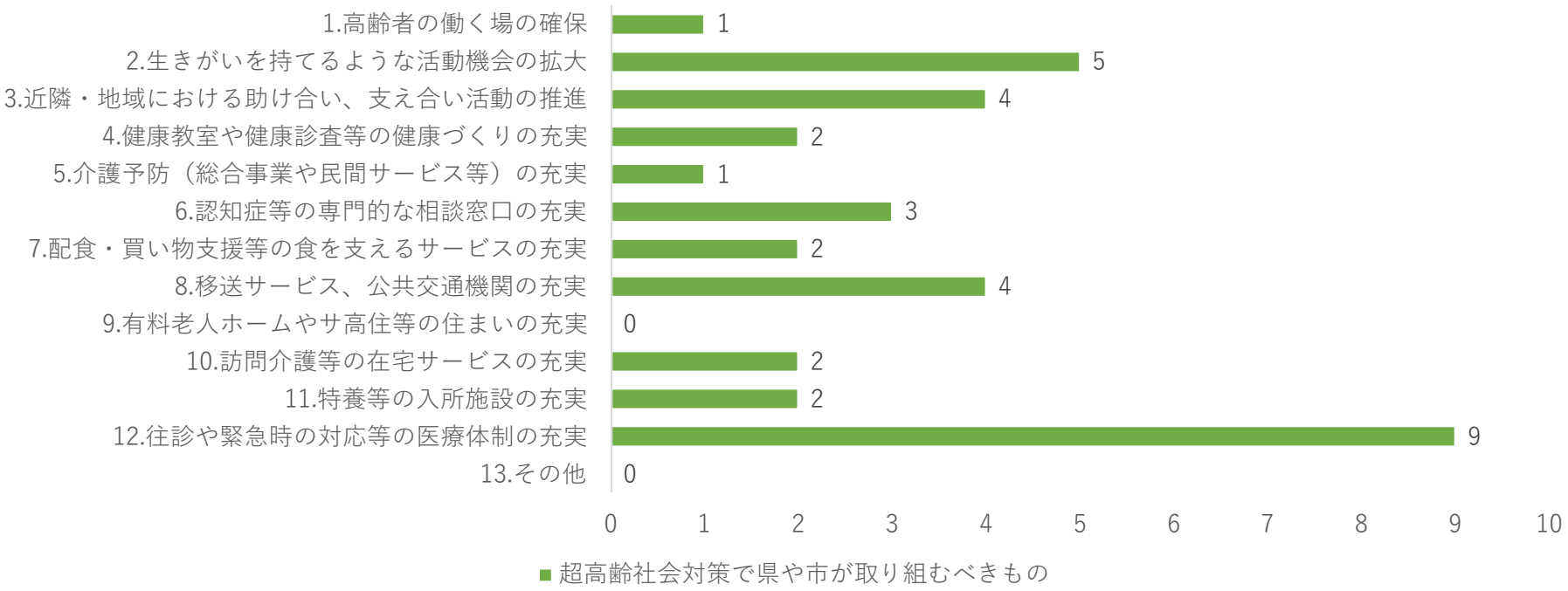

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を知っていますか。

＜居宅介護支援事業所＞

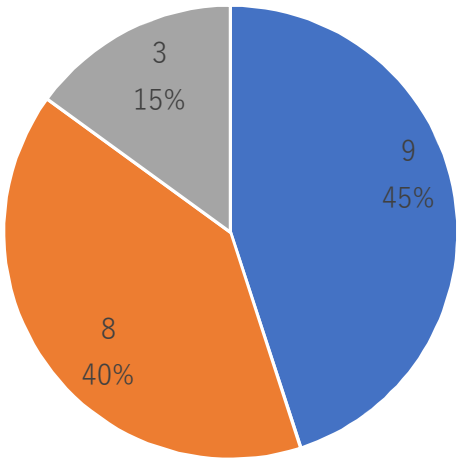

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞

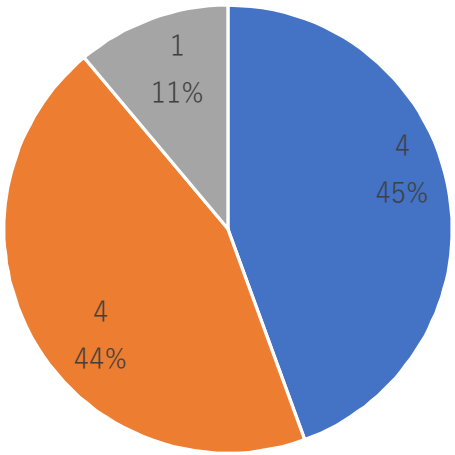

＜その他事業所 ＞

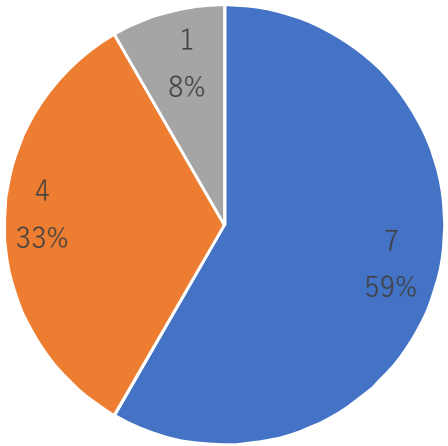

- 1.名前も知っており内容もある程度知っている
- 2.名前は知っているが内容は知らない
- 3.名前も内容も知らない

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

名張市では、自宅や施設を含む地域生活の様々な場面で、認知症の方の本人の意志が尊重されていると思いますか。

＜居宅介護支援事業所＞

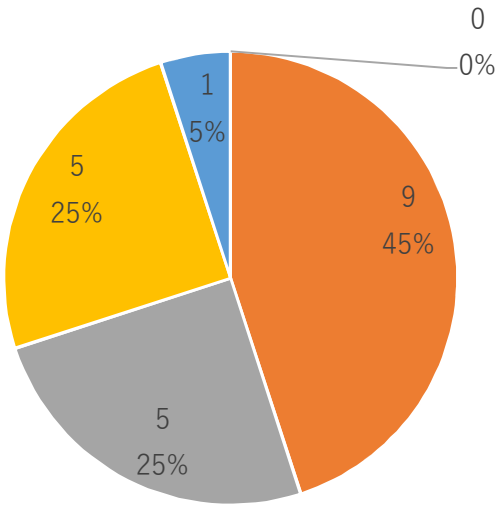

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞

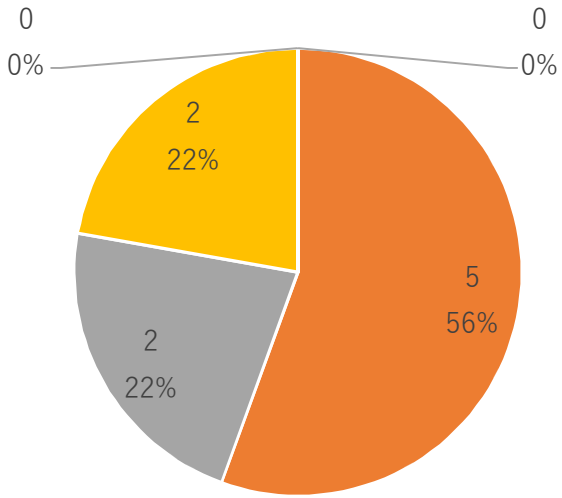

＜その他事業所 ＞

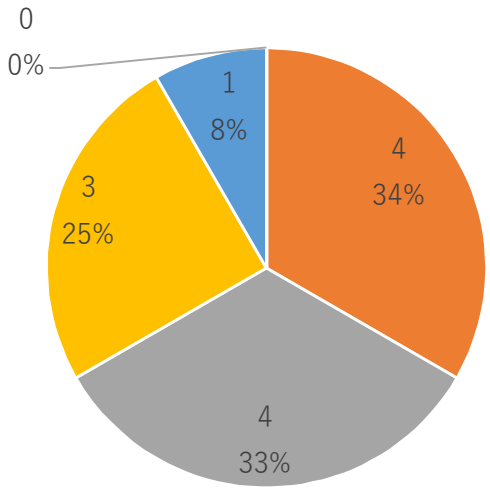

■1.そう思う ■2.ややそう思う
■3.分からない ■4.あまりそう思わない
■5.そう思わない

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

名張市では、認知症の方の本人が望む生活が継続できていると思いますか。

＜居宅介護支援事業所＞

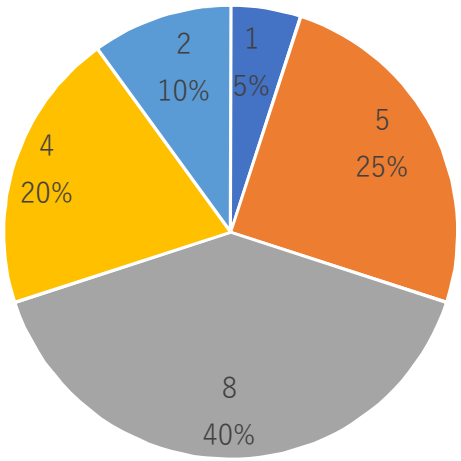

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞

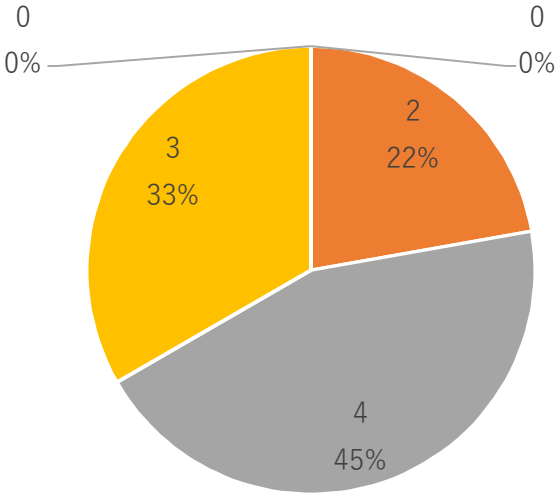

＜その他事業所 ＞

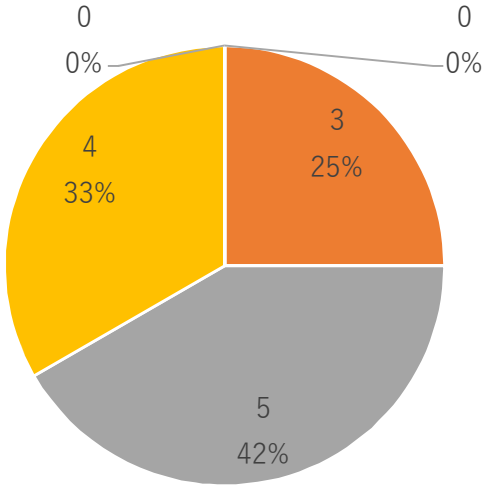

■1.そう思う ■2.ややそう思う
■3.分からない ■4.あまりそう思わない
■5.そう思わない

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

名張市では、認知症の方の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスが適時かつ切れ目なく利用できていると思いますか。

＜居宅介護支援事業所＞

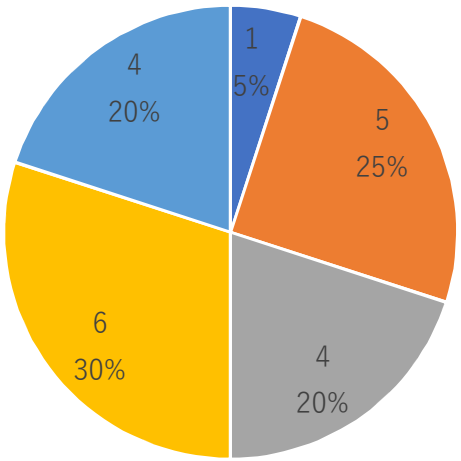

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞

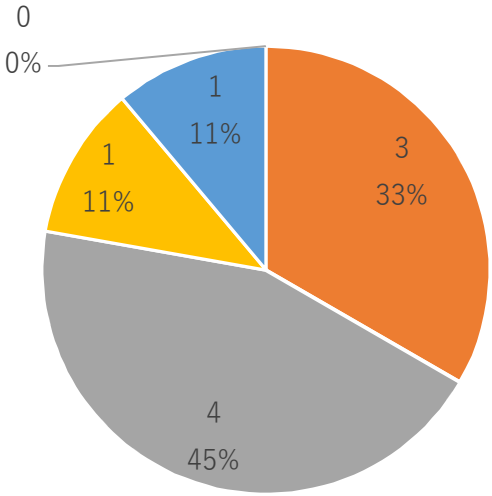

＜その他事業所 ＞

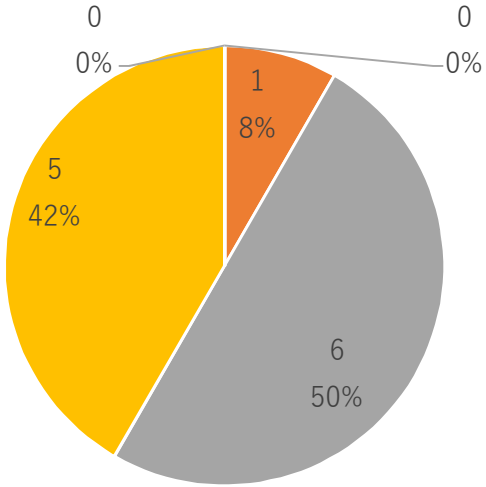

■1.そう思う ■2.ややそう思う
■3.分からない ■4.あまりそう思わない
■5.そう思わない

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

貴事業所を利用する認知症の人について、貴事業所のサービス利用場面で本人の意思が尊重されていると思いますか。

＜居宅介護支援事業所＞

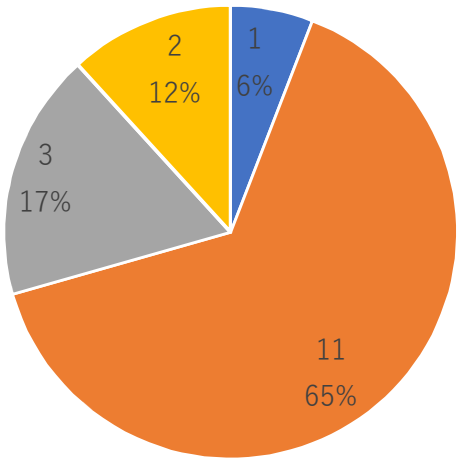

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞

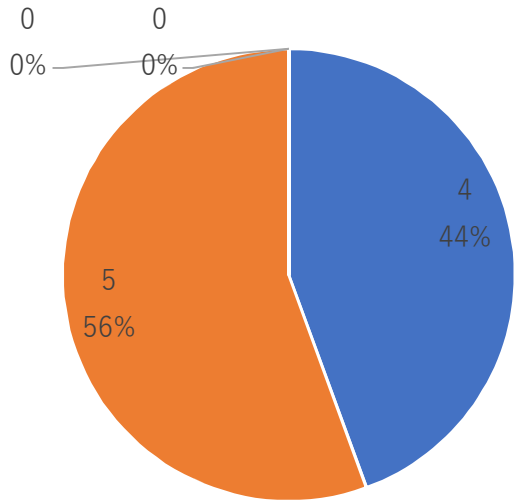

＜その他事業所 ＞

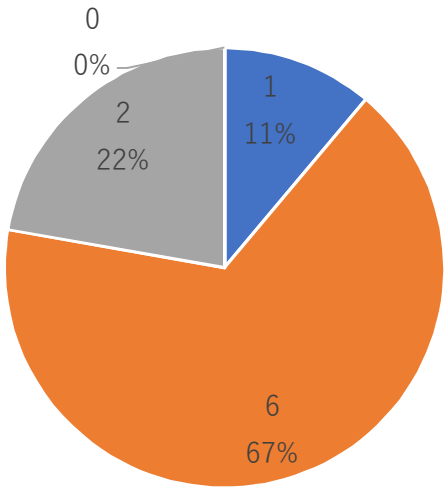

■1.そう思う ■2.ややそう思う
■3.あまりそう思わない ■4.そう思わない

8 事業所アンケートの結果について（抜粋）

居宅 総合 その他

貴事業所を利用する認知症の人について、本人が望む生活が継続できていると思いますか。

＜居宅介護支援事業所＞

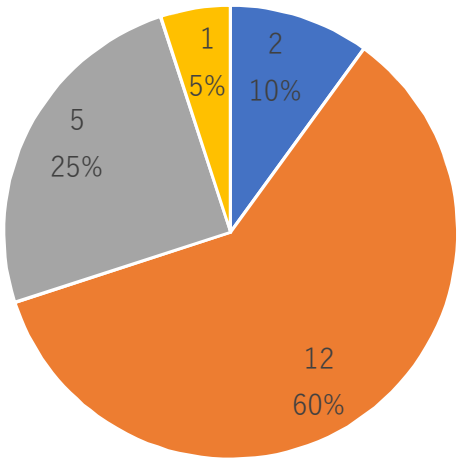

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞

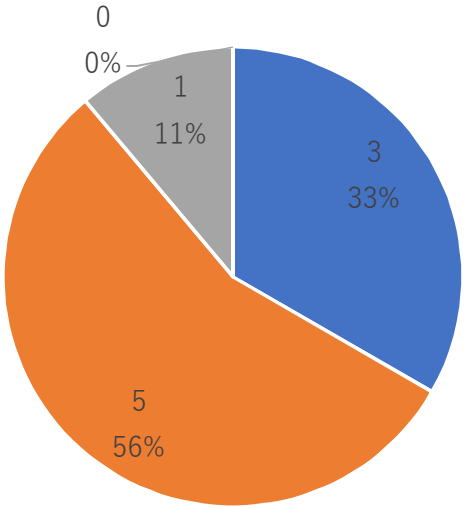

＜その他事業所 ＞

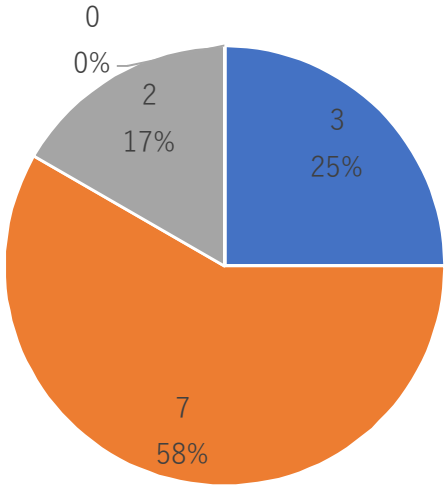

■1.そう思う ■2.ややそう思う
■3.あまりそう思わない ■4.そう思わない

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

**認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインを知っていますか。
また、事業所内で周知されていますか。**

＜居宅介護支援事業所＞

単位：件

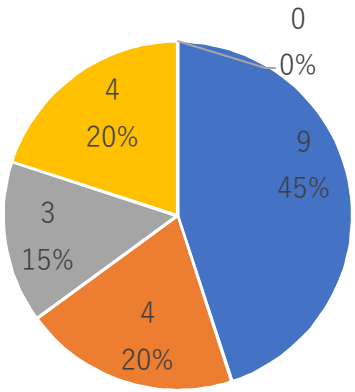

- 1.事業所内で周知されており、自分も内容をある程度知っている
- 2.事業所内で周知されており、自分も名称は知っているが、内容は知らない
- 3.事業所内では周知されていないが、自分は内容をある程度知っている
- 4.事業所内で周知されておらず、自分は名称は知っているが、内容は知らない
- 5.事業所内で周知されておらず、自分は名称も内容も知らない

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

**認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインを知っていますか。
また、事業所内で周知されていますか。**

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞　　単位：件

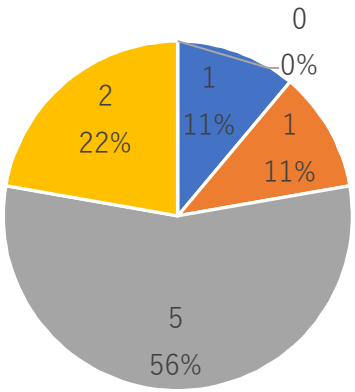

- 1.事業所内で周知されており、自分も内容をある程度知っている
- 2.事業所内で周知されており、自分も名称は知っているが、内容は知らない
- 3.事業所内では周知されていないが、自分は内容をある程度知っている
- 4.事業所内で周知されておらず、自分は名称は知っているが、内容は知らない
- 5.事業所内で周知されておらず、自分は名称も内容も知らない

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合 その他

**認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインを知っていますか。
また、事業所内で周知されていますか。**

＜その他事業所 ＞

単位：件

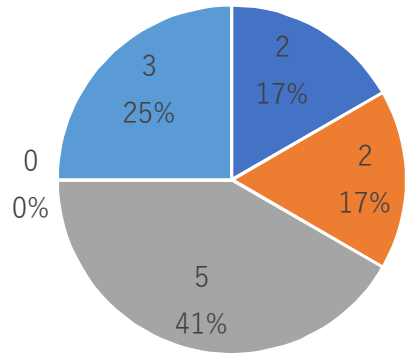

- 1.事業所内で周知されており、自分も内容をある程度知っている
- 2.事業所内で周知されており、自分も名称は知っているが、内容は知らない
- 3.事業所内では周知されていないが、自分は内容をある程度知っている
- 4.事業所内で周知されておらず、自分は名称は知っているが、内容は知らない
- 5.事業所内で周知されておらず、自分は名称も内容も知らない

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合

令和６年４月より、計画によるサービス費の請求（月額報酬制）から、実際に利用した実績のみによる請求（回数制）に変更して一定期間が経過しましたが、このことについてどう思いますか。

＜居宅介護支援事業所＞　　**単位：件**

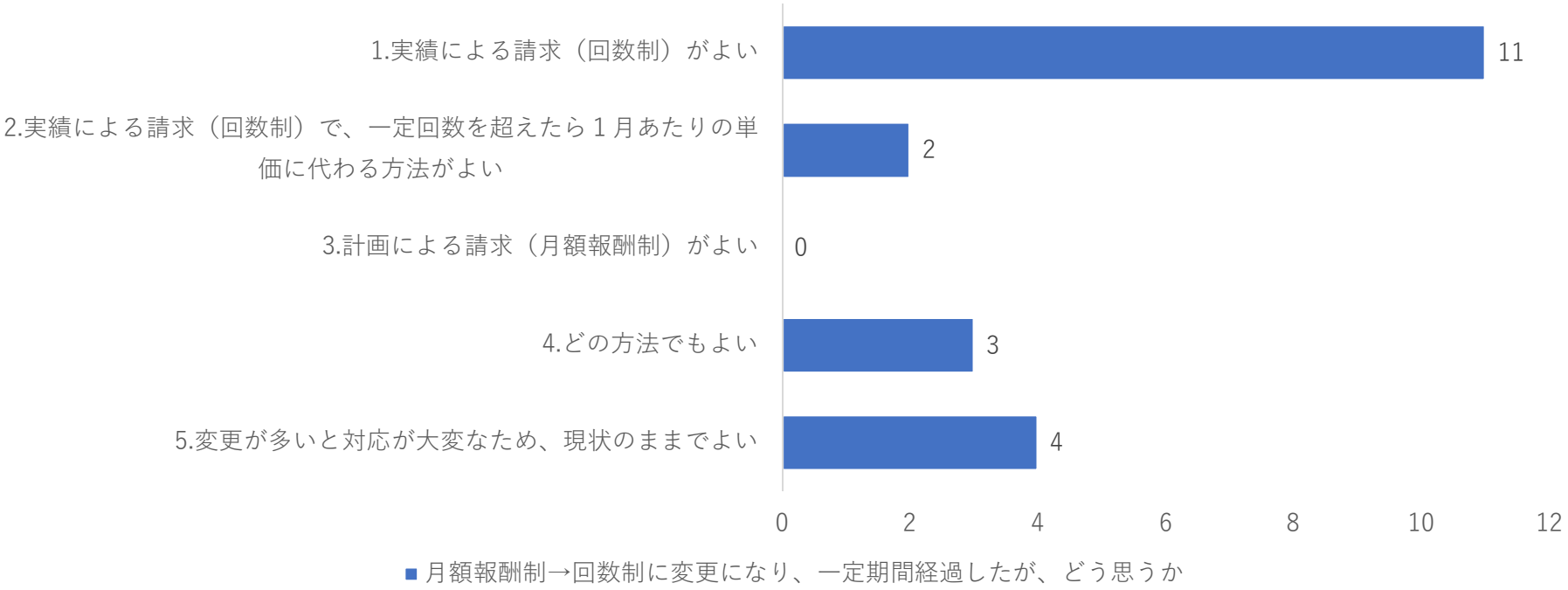

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合

令和６年４月より、計画によるサービス費の請求（月額報酬制）から、実際に利用した実績のみによる請求（回数制）に変更して一定期間が経過しましたが、このことについてどう思いますか。

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞　　**単位：件**

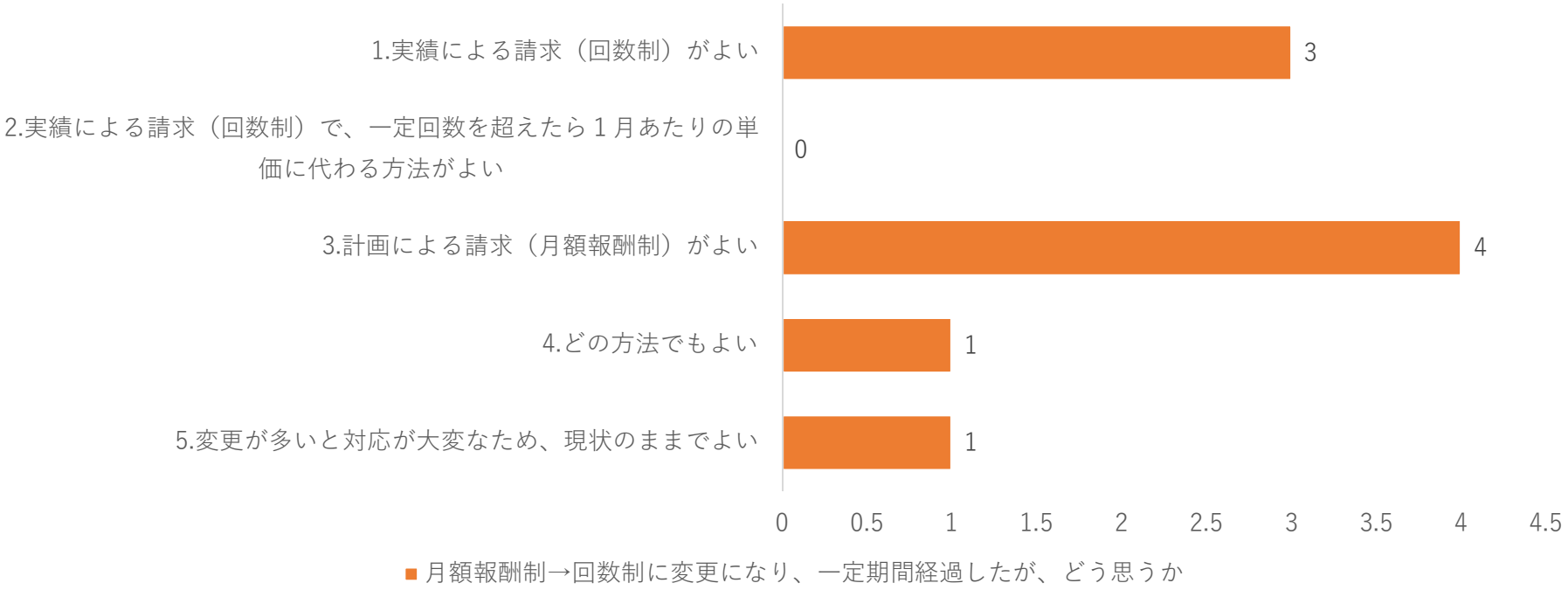

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合

現在、名張市では通所型サービスＡ（緩和された基準によるサービス）は実施していませんが、三重県下では実施している自治体が多いようです。将来的に、通所型サービスＡについて検討しようと考えていますが、このことについてどう思いますか。

＜居宅介護支援事業所＞　　**単位：件**

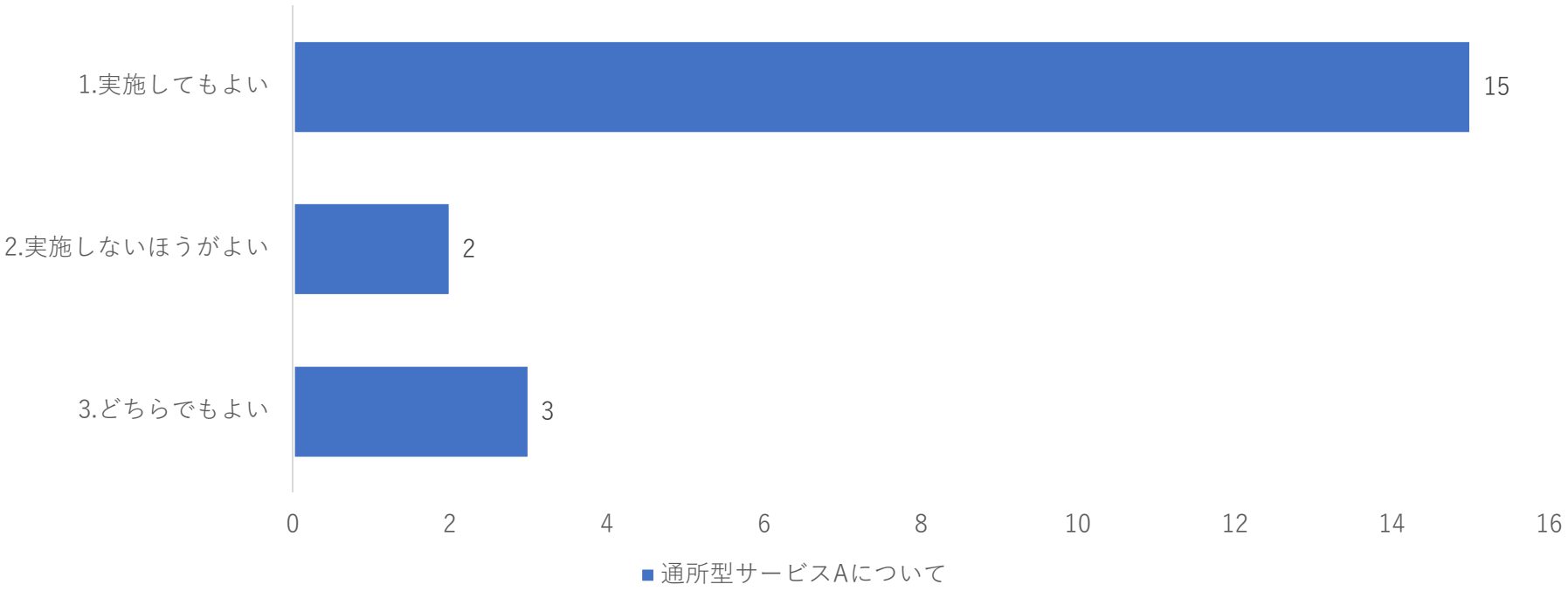

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅 総合

現在、名張市では通所型サービスＡ（緩和された基準によるサービス）は実施していませんが、三重県下では実施している自治体が多いようです。将来的に、通所型サービスＡについて検討しようと考えていますが、このことについてどう思いますか。

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞ **単位：件**

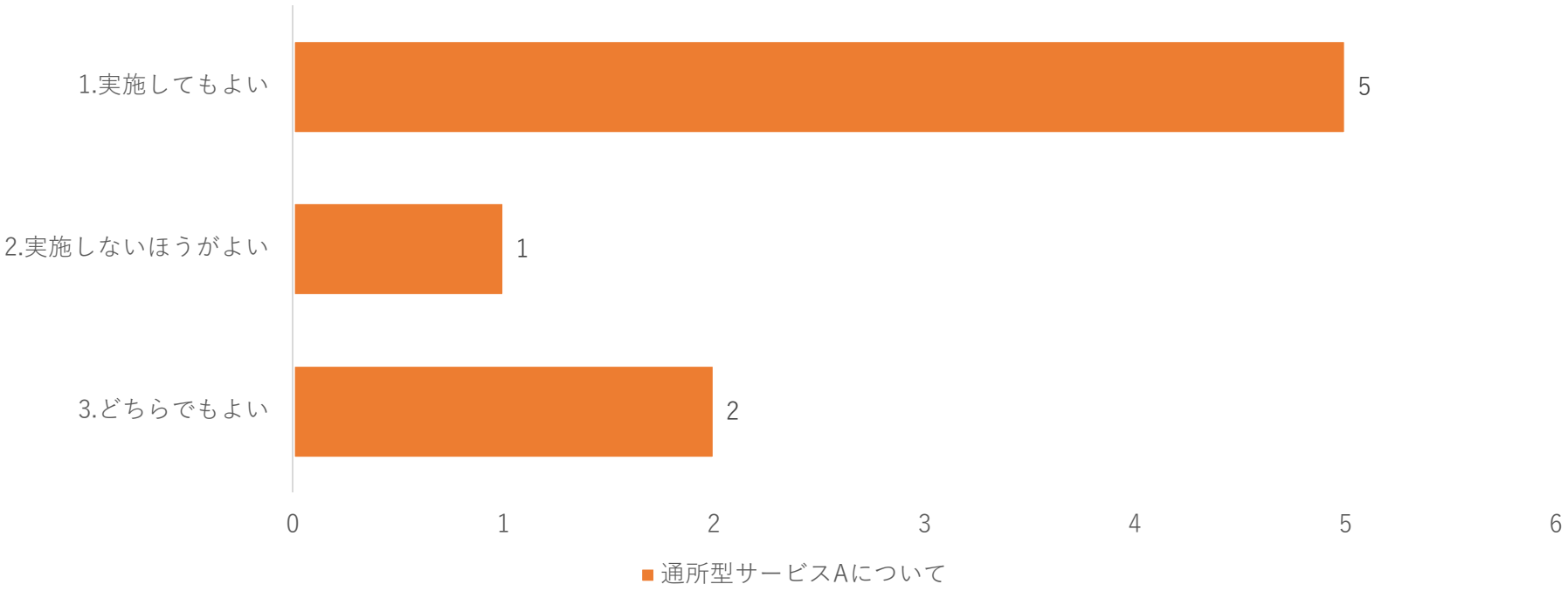

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅

利用者の都合により利用日にキャンセルとなった場合、利用者受け入れ体制を組んでいたサービス事業所には損害が発生する。その際、利用日を振り替えたり、キャンセル料を徴収する等の対応をしていると思われるが、キャンセル料の徴収についてどう考えるか。

＜居宅介護支援事業所＞

単位：件

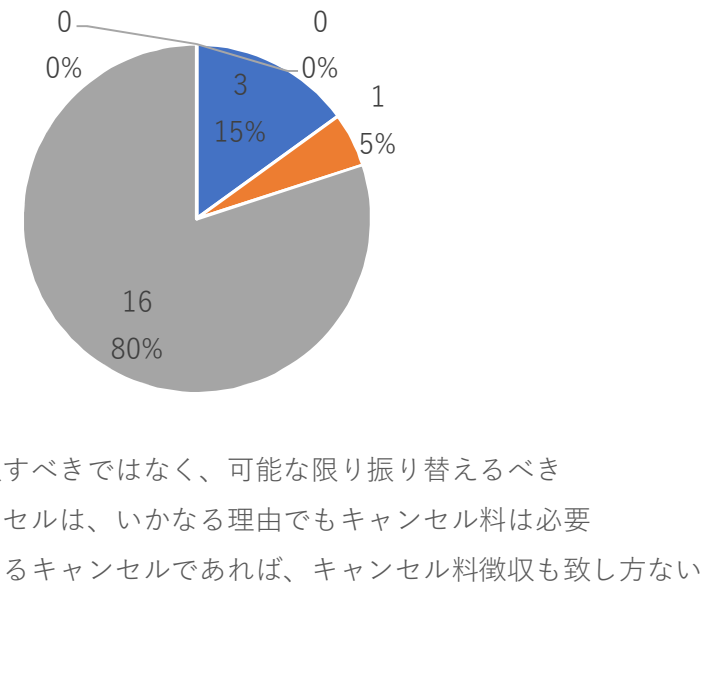

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅

介護予防・日常生活支援総合事業には、従来の訪問介護サービス、通所介護サービス以外のサービスがあることをご存じですか。ご存じのサービスがあればすべて選択してください。

＜居宅介護支援事業所＞

単位：件

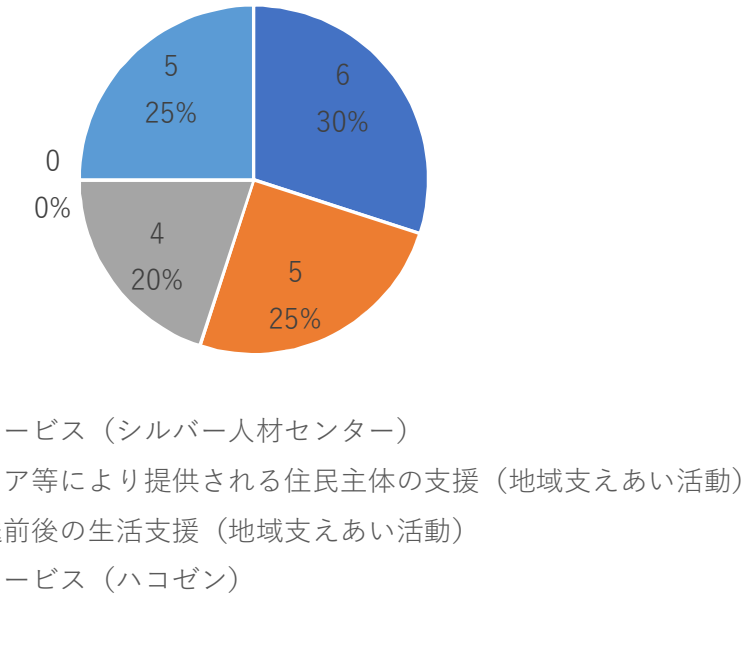

8 事業所アンケートの結果について（抜粋） 居宅

**次の介護予防・日常生活支援総合事業について、「すでに利用している」または「今後、利用を提案したい」利用者はいますか。その場合、どのサービスを提案したいですか。
該当するものを全て選択してください。**

＜居宅介護支援事業所＞

単位：件

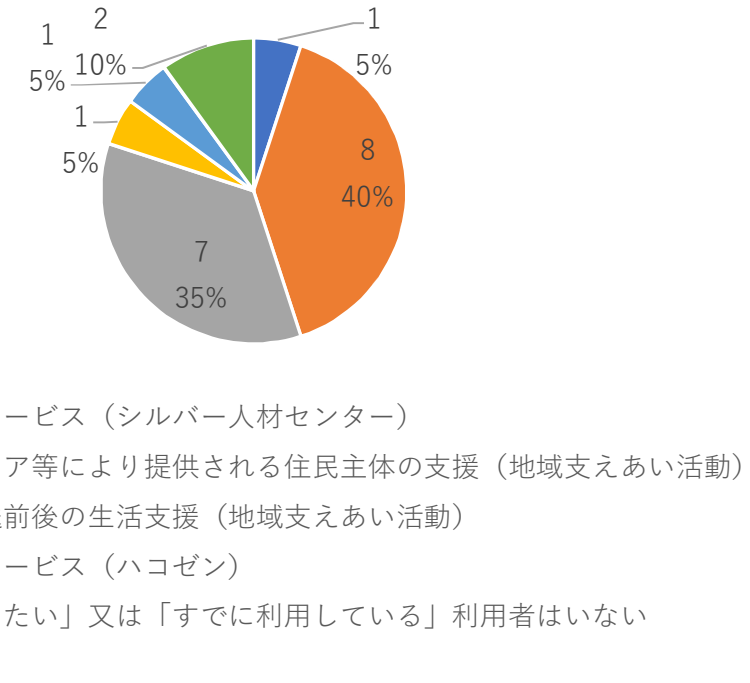

8 事業所アンケートの結果について（抜粋）

総合

利用者の都合等により、利用日にキャンセルとなった場合、現在、利用日を振り替える等の対応をしていますか。該当するものを選択してください。

＜総合事業（第１号訪問事業所・第１号通所事業所）＞

単位：件

うち、キャンセル料を徴収しているか。

→徴収していない　1件

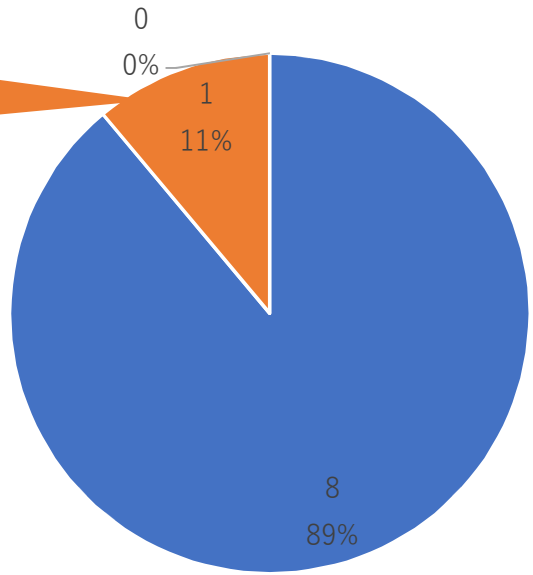

■1.振替をしている又は可能な限り振り替えている ■2.振替はしていない又は振替は難しく、していない ■3.どちらともいえない

ご清聴ありがとうございました

令和８年度介護保険サービス事業者等集団指導

～指定地域密着型サービス事業所等の運営に係る留意事項等について～

名張市福祉子ども部
医療福祉総務室
介護・高齢支援室

0595-63-7599　kaigo@city.nabari.lg.jp